

辰年集  
上

201

277

201-277



\*1200800113937\*

(壹)	(貳)	(參)	(肆)	(伍)	(陸)	(柒)	(捌)	(玖)	(拾)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)	(二十九)	(三十)	
本文	端書	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	
同ジ	目録	末	十八行目	九行目	七行目	三行目	二行目	六行目	十三行目	二行目	十行目	十行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	七行目	
絶	書考	復	威ナ	凌レ化	冷レ化	祈レ庭以	祠レ庭以	マシ事	見	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本
脱	書	復	威ナ	凌レ化	冷レ化	祈レ庭以	祠レ庭以	マシ事	見	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本	レ本

誤正

(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)	(二十九)	(三十)		
解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	解	
初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初	初
行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行
突	加	横	頓	七	周	老	葉	人	何	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横
咄	迦	横	頓	七	週	者	葉	入	何	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横	横

誤正

誤正

(六)	(全)	(三)	(三)	(八)	(全)	(全)	(七)	(全)	(全)	(全)	(全)	(六)	(全)	(全)	(四)	(二)	(一)	全	凡例
解説	全	本文	本文	本文	本文	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	(六)
三行目	二行目	初行	十九行目	寸法	十四行目	十九行目	七行目	二行目	廿四行目	廿一行目	六行目	十九行目	十六行目	十八行目	十行目	四行目	十行目	五行目	四行目
傳	奉行	兩道	おのれ	八寸	比	シテ	書記	該ヌル	覆	末	已矣	末	座	まゐらせ	よしかに	て候	まいらせ	間ハ	テレタル
傳	奉行人	兩堂	をのれ	一寸	此	シテ	書記	該ヌル	覆	未	而已矣	未	坐	まいらせ	よしかは	て候	まいらせ	間ハ	ラレタル

誤正

(五)	(全)	(全)	(三)	(三)	(三)	(全)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
本文	本文	全	解説	端書	解説	本文	端書	本文	本文	本文	解説	解説	本文	端書	本文	本文	本文	本文	本文	全
初行	二行目	十一行目	十行目	寸法	初行	十二行目	細注	初行	五行目	七行目	七行目	六行目	七行目	八行目	八行目	九行目	九行目	九行目	九行目	十五行目
メ	完	本成	タレ	集	栗	むかしも	國寶	止觀	宗平	大宰	に	さ	句	餘	諱	まゐらせ	欲	叙目	逐	傳
ト	究	本	出	集	栗	むかしも	新	止觀	宗平	太宰	に	さ	句	餘	諱	まゐらせ	欲	除目	承	傳

緒言

去歲十一月、登極ノ大典ヲ洛陽ノ舊都ニ舉ゲサセ給フヤ、天下ノ黔庶、洪德ヲ頌シ、鳳算ヲ祈リ、各地ニ於テ、記念事業ノ施設セラレシモノ頗多カリキ、此時ニ當リ京都府モ亦、恭シク歴代宸翰展拜會ヲ洛東岡崎町ノ府立圖書館ニ於テ開催シタリキ

謹ミテ國史ヲ案ズルニ、歴代ノ天皇皆聖主ニシテ萬民ヲ撫育シ給ヒケレバ、蒼生常ニ現人神トシテ敬仰シ、仁義ノ君トシテ慕ヒ奉レリ、然レドモ若、堂

上公卿ノ日記乃至民間學者ノ手録以外、更ニ列聖ノ盛德ヲ詳知シ奉ルヲ得バ世人愈奉公ノ誠心ヲ勵マシ國民教育ニ資スル所、實ニ淺少ニアラザルベキヲ信ジ圖書館長湯淺吉郎氏ト談ジ、又宸翰研究ノ猪熊信男氏ヲ起シテ、託スルニ府下ノ社寺及名家ノ宸翰調査ヲ以テシ、此兩委員ノ外、猶東京ニ於テ、文學博士三

上參次氏、文學博士黑板勝美氏、京都ニ於テ、文學博士三浦周行氏、文學博士内藤虎次郎氏、吉澤義則氏、田中勘兵衛氏、上村觀光氏、森潤三郎氏ノ人々ヲモ委員ニ囑セシニ、湯淺猪熊兩委員ハ去年夏四月ヨリ九月マデ半歲ノ間、府下ノ社寺ヲ巡回スル事八十六ヶ處、名家ヲ訪問スル事十四家ニ及ビ、猶京都大學及帝室博物館ノ所藏並ニ委託ノ宸翰ヲ拜閱シ、總數約二千點ニ達セリ、又其間、田中上村森ノ三委員モ時ニ同行シ終ニ此多數ノ宸翰中ヨリ特ニ御書ノ優越ヲ極メサセラレタルモノ及史料トシテ貴重ナルモノ百三十三點



ヲ謹選シ會名ヲ 歴代 宸翰展拜會ト稱シヌ、展拜ノ  
二字ハ佩文韻府ニ宋史禮志ヲ引キタル故事ニ從ヒシナ  
リ、カクテ十一月一日ヨリ江湖ニ向ツテ公開スルヤ、  
篤學ノ士遐トナク邇トナク子集シ來リテ、龍章ヲ仰ギ  
見ルコト天日ノ如ク、又 大典參列ノ諸公ニ對シテ來  
會ヲ請ヒシニ、將相名士ノ盍簪スルコト雲ノ如ク、月  
ノ二十三日ニ至リ、辱クモ 皇太子殿下ノ台臨ヲ賜ヒ  
シハ、洵ニ本會ニ於テ無限ノ寵光ト謂フ可シ、凡今次  
奉掲ノ 宸翰ハ、神道佛教ニ 大御心ヲ籠メサセラレ  
タルモノ頗多カリシニヨリ、非常ナル感動ヲ社會ニ與  
ヘテ拜觀ノ希望者續出シ、三十日間ノ會期ヲ更ニ七日  
間延長スル盛況ヲ呈シケレバ、閉會後之ヲ悉謹寫シ奉  
リ、猪熊委員ニ謹解ヲ囑シ、本會開催ノ主義ヲ永遠ニ  
普及シ、謹ンデ 皇室ニ奉獻シテ微忱ヲ以聞シ、更ニ  
所藏者ニ頒チテ 天覽ノ光榮ヲ兒孫ニ傳ヘシメントス  
茲ニ 宸筆集ノ謹輯ナルニ就ケテ欣悅究ラズ、素懷ノ  
一端ヲ綴リ、展拜會ノ趣旨ヲ明ニスト云爾

男爵 大 森 鍾 一 謹誌

凡 例

## 凡例

嘗テ近衛家熙公ノ口授ニカ、ル槐記ヲ讀ミ、「今ノ客得テハ、勅筆ト云ヘバ先卷カレヨト挨拶ニアフハ、イヤナルコトナリ、纔ニ其憚アレバ平人ノ家ニ、勅筆ヲ所持スルモ不届也」ノ條ニ至リ、其至言ヲ感ジタルコトアリキ、今ヤ昭代ノ奎運、教育ノ惠澤、都鄙ニ洽ク、妄ニ宸翰ヲ開展シテ風流ヲ弄ビ雅宴ヲ張ルコト、萬無カルベシト雖モ、尊崇セザル可カラザル。宸翰ニシテ拜受者ノ間ニ、漸貴重ナル歴史ヲ忘レ、御筆ノ傳來ヲ失シテ普通ノ翰墨トナスモノ、世上頗多ク存スルコト、寔ニ長慷深慨ノ極ニシテ、編者ガ思フ潜メテ研究ニ志ス所以ナリ、コレニヨリ客歲、大典記念ノ展拜會起ルヤ、囑託ニ應ゼシモ、自衷心ヲ顧ミレバ、淺學菲才ノ事トテ、實ニ慚愧ノ至ニ堪エザルナリ、今展拜會ノ内容ト、宸筆集謹撰ノ顛末トニ就テ、茲ニ叙述セントス

(一) 京都府下ニ現存スル宸翰ハ、調査ノ結果、約二千點ニ達シタリ、サレド所傳ヲ信賴セズシテ、古筆切ノ如キヲ選バズ、只研究的調査ヲ主トシタレバ、有名ナル宸翰ニシテ展拜ニ洩レタルモノ實ニ少カラズ、又神聖ナル一宗ノ寶典ニシテ會場ニ奉掲シ得ザリシモノ一二アリシハ、止ムヲ得ザル實情ニ出ツ

(二) 國寶ニ謹選セラレ、又史徵墨寶ニ收載セラレタル宸翰ハ、既ニ世上ニ喧傳スルヲ以テ可及的之ヲ少クシ、隠レタル多數ノ宸翰ヲ新シク闡揚シ奉ラント勉メシニ、當局又顧ル所アリテ、本會ニ於テ展拜シタル宸翰中ヨリ二十八點ノ國寶ヲ選定セラレタル事、實ニ本會ノ趣旨ヲ貫徹シタルモノト謂フベク、本集ノ目錄ニ於テ國寶ノ字ノ傍ニ圈點ヲ施シタルモノ、即、今次ノ國寶ナリ、然シテ解説ノ本文ニ於テ、其記入ヲナシ得ザリシハ、新國寶ガ解説印刷ノ後ニ發表セラレタル爲ナリ

(三) 宸翰ヲ多數ニ奉掲セシ例絶エテナキニツケ、各種ノ宸翰ヲ一般ニ拜觀セシムル事ハ聖德ヲ各方面ニ景仰スル所以ナルベシトテ、御懷紙、御短冊、御色紙、御消息、一行物、徽號、御立願文、御散狀、御經文、勅讚、宸書等ノアラユル御形式ヲ蒐メ奉リ、御懷紙ニ於テモ、一首懷紙、數首懷紙、御チラシ書、御消息ニ於テモ、漢文、和文、御色紙ニ於テモ、大小、御筆致ニ於テモ、御幼年書、御晚年書、御署名ニ於テモ、御諱入、御法諱入、御雅號入、御印入等、周到ナル注意ヲ怠ラザリシト雖モ、只憾ラクハ會場ニ限アリテ、此上更ニ完全ナル方法ヲ盡シ奉ルヲ得ザリシ事ナリ

(四) 聖ノ宸翰中、最多ク世上ニ傳ヘラル、モノハ、後水尾天皇宸翰ニシテ、府下ニ於テ現存宸翰ノ約十分ノ一ハ、此天皇ノ御染毫ニカ、レリ、然シテ後陽成天皇、後西院天皇、靈元天皇、後柏原天皇ノ宸翰之ニ次ゲリ、故ニ凡現存ノ比例ニ準ジテ、其數ヲ定メ奉レリ、然レドモ後宇多天皇ノ宸翰ヲ多數出シ奉レルハ、御筆蹟ノ優俊ヲ極メサセ給ヘルモノ府下ニ多キ爲ニシテ、後光明天皇、櫻町天皇、光格天皇ノ宸翰ヲ多數謹選セシハ、特ニ英邁ナル聖主ニシテ、此以外ニハ御書至テ少キニヨレル爲ナリ、又宸書ハ此外ニモ猶少シク現存ノモノアレド、蒐メ奉リシモノハ、殆其精華ニシテ、少カラザル苦心ヲ要セリ

(五) 稱光天皇ノ禪師號、後柏原天皇御短冊帖、後水尾天皇御短冊帖、其外四五ノ宸翰ハ御筆蹟ト御史實トニヨリ考証シ、新シク宸翰トシテ定メ、茲ニ所藏者ニ對シテ警告

シタルモノ、然モ其中ヨリ國寶ノ選定ヲ見ルニ至レルハ、實ニ歡喜ノ至ニ堪エザル也  
(六) 本集ヲ「宸筆集」ト題スルハ、全篇ヲ通ジテ、悉 宸翰ヨリナレル爲ニシテ、草莽ノ  
野臣等ガ安ニ能書ノ故ヲ以テ書名ヲ冠シ奉リ得ベキニアラズ、故ニ古書保存及古筆鑑  
定ニ對シテ一段ノ御高見ヲ持シ給ヒシ 後水尾天皇ノ 宸翰ヨリ集字スルニ決シ、  
「宸筆」ノ 御字ハ西本願寺所藏ノ 後伏見天皇御宸翰御與書(本集所載)ヨリ、  
「集」上「下」等ノ 御字ハ聖護院所藏ノ御短冊帖ヨリ得奉レリ

(七) 宸筆集ノ印刷ハ、展拜會後 直ニ着手スベカリシモ、貴重ナル寶物ノ返送及 宸翰ノ  
謄寫ニ從事セシ爲、豫想外ノ日數ヲ要シ、解説ノ謹撰ヲ本春一月ノ初旬ヨリ始メ、夜  
ヲ日ニ繼ギ、漸三月末日ニ至テ成レリ、凡此種ノ考證ハ頗復雜ヲ極メ、浩瀚ナル書籍  
ヲ涉獵シ、各種ノ文書ヲ參照シ、理ニ訴ヘ、義ニ攷ヘ、斷案ヲナシ得ベキ事ナレバ、  
カ、ル短日月ニ於テ到底遂行シ得ベキニアラズ、然モ編者、騫駑ノ才、蒲柳ノ質ナレ  
バ、孟浪ノ罪ヲ謝ス可キモノアラシク恐ル、只願クハ重ネテ修正ノ期ヲ望ミ、刪補完  
成ヲ圖ラント欲ス

(八) 本集ハ 宸翰集ナルヲ以テ、普通ニ行ハレタル數多ノ題詞序文等ヲ一切省キ、所藏者  
ノ敬稱ヲモ省キタリ、サレド將來ニ於テ實際拜展ノ志切ナル人士ニ對シ、其至便ヲ圖  
ランタメニ、特ニ所藏社寺ノ所在地及所藏者ノ住所ヲ明記シタリ 但多數ノ所藏者ハ  
最初ノ 宸翰ノ條ニノミ之ヲ記スルコト、セリ

(九) 普通ノ歴史ニ知ラレ得ベキ事項並ニ一讀 御意ヲ了解シ奉リ得ベキ 御製等ハ、本集  
ノ解説ニ於テ、可及的之ヲ避ケタリ、是煩雜ノ文字却テ 聖德ヲ瀆シ奉ルベキヲ憂ヘ  
タレバナリ、然レドモ異字、省文、畧字等ノ 御字ニ對シテハ、可及的の近體ノ字ニ宛  
テ奉リテ對照ノ便ニ資シタリ

(一〇) 本集ヲ謹釋スルニ先チ 宸翰所藏ノ寺院ニ對シテ、參考文書ノ拜閱ヲ希望セシ箇處少  
カラザリシニ、一二ヶ寺ヲ除ク外多クハ、其承諾ノ回答ナカリシハ、編者ノ實ニ遺憾  
トスル所ナリ、サレド此 宸筆集ヲ動機トシテ將來世上ニ於テ、宸翰尊重ノ聲ヲ高ク  
シ、文書舊記ニヨリテ、宸翰ノ傳來ヲ明ニセラル、ニ於テハ、聖德ヲ無窮ニ讚嘆シ得  
テ編者ノ本懷之ニ過ギザルベシ

(一一) 本集ノ出版ニ先チ、近ク書道専門ノ雜誌「書苑」ニ毘沙門堂所藏ノ 後奈良天皇御發  
句、大德寺所藏ノ 後醍醐天皇勅書、妙法院所藏ノ 櫻町天皇御懷紙等ノ 御書影ヲ  
見ルニ至リシハ、展拜會ノ開催ニヨリ始メテ江湖ニ喧傳セラレ、其後同雜誌ノ編輯者  
ガ、所藏寺院ニ懇望シテ容レラレシニヨル、カクテ猶從來嘗テ知ラレザリシ幾多ノ  
宸翰ガ、展拜會及本集ニヨリ相傳ヘ相語ラレ、偏ク世上ニ敬仰シ奉ルニ至ラバ、本會  
ノ目的ハ遺漏ナク達シタルモノト謂フ可キ也

大正五年五月

猪熊信男 謹識

宸

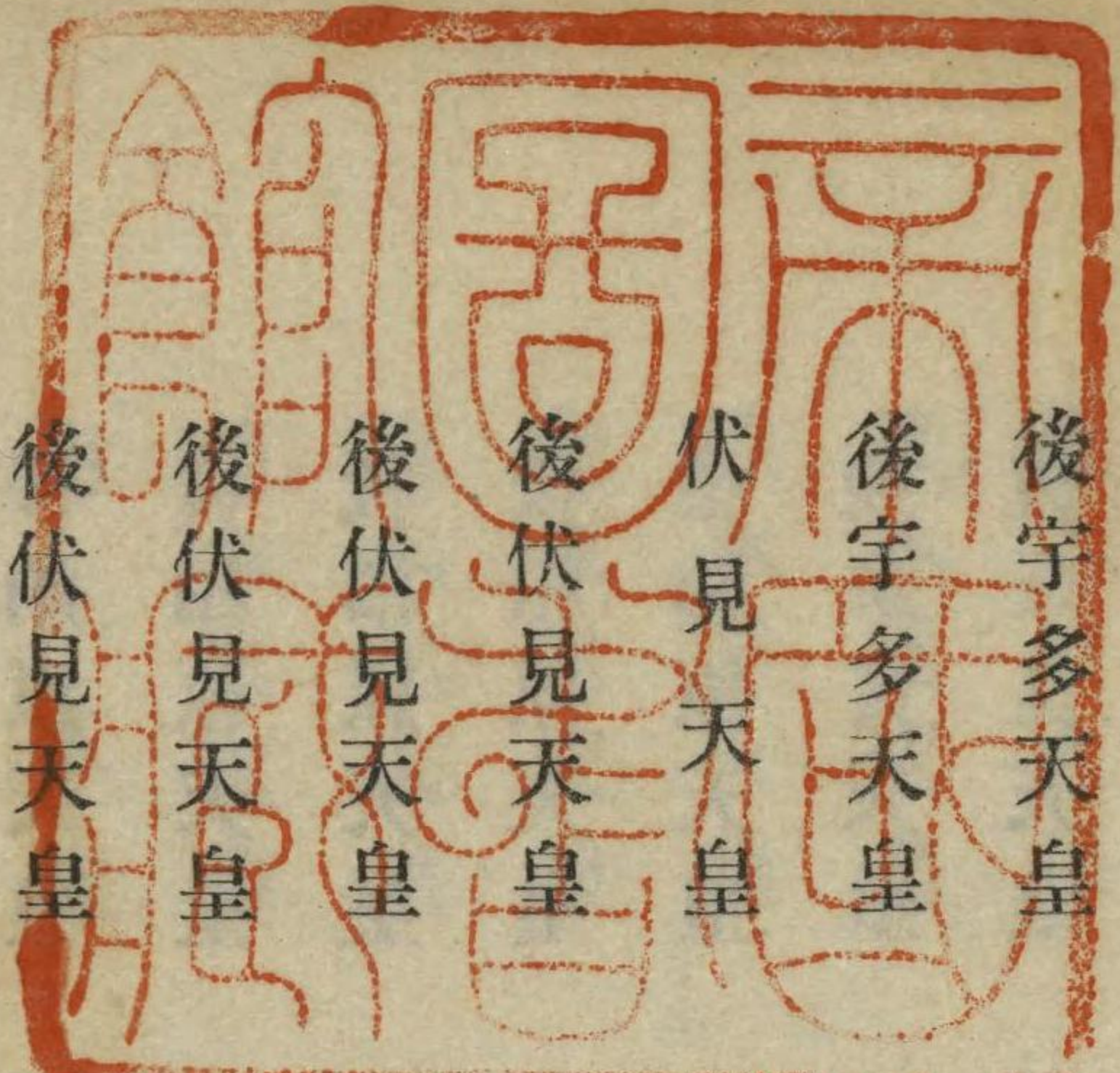
八

圖點ヲ附セル國寶ハ、大正五年五月廿四日ノ官報ヲ以テ發表セ

宸翰

〔圈點ヲ附セル國寶ハ、大正五年五月廿四日ノ官報ヲ以テ發表セ  
ラレタル國寶ニシテ、ソヲ附セザル國寶ハ從來ヨリノ國寶トス〕

後白河天皇	御消息 (御法諱入)	〔國寶〕	妙法院	(一)
後嵯峨天皇	御告文 (御諱入)	〔國寶〕	福井成功寺	(二)
後嵯峨天皇	無量義經 (桃華叟真書)	〔國寶〕	圓通寺	(三)
後深草天皇	御讓進文 (御華押入)	〔國寶〕	大覺寺	(四)
後深草天皇	御消息 (御華押入)	〔國寶〕	田中勘兵衛	(五)
後宇多天皇	弘法大師傳	〔國寶〕	大覺寺	(六)
後宇多天皇	金光明最勝王經 (淡紫紙金泥御諱入)	〔國寶〕	北野神社	(七)
後宇多天皇	御消息 (御法諱入)	〔國寶〕	仁和寺	(八)
後宇多天皇	御遺告 (御手印入)	〔國寶〕	大覺寺	(九)
後宇多天皇	御諷誦文 (御諱入)	〔國寶〕	三寶院	(一〇)
伏見天皇	讀漢書詩 (山科言繼卿裏書)	〔國寶〕	靈洞院	(一一)
後伏見天皇	御立願文	〔國寶〕	三寶院	(一二)
後伏見天皇	御讓進文	〔國寶〕	三寶院	(一三)
後伏見天皇	伏見天皇御製集 (紙背古文書)	〔國寶〕	京都帝室博物館	(一四)
後伏見天皇	伏見天皇御製集 (紙背假字曆)	〔國寶〕	京都帝室博物館	(一五)
後伏見天皇	伏見天皇御製集 (後水尾天皇御奧書)	〔國寶〕	本願寺派本願寺	(一六)
花園天皇	御消息 (御華押入)	〔國寶〕	大覺寺	(一七)
花園天皇	御額字	〔國寶〕	長福寺	(一八)
花園天皇	送行之御文	〔國寶〕	長福寺	(一九)
後醍醐天皇	勅書	〔國寶〕	大德寺	(二〇)
後醍醐天皇	佛舍利御保護文 (御華押入)	〔國寶〕	教王護國寺	(二一)
後醍醐天皇	御消息 (御諱入)	〔國寶〕	鹿王院	(二二)
後醍醐天皇	御消息 (後宇多天皇御加筆)	〔國寶〕	鹿王院	(二三)
光嚴天皇	御消息 (御華押入)	〔國寶〕	曼殊院	(二四)
光明天皇	御消息 (御華押入)	〔國寶〕	鹿王院	(二五)
崇光天皇	御消息 (御諱入)	〔國寶〕	鹿王院	(二六)
後光嚴天皇	御消息 (御華押入)	〔國寶〕	青蓮院	(二七)





後小松天皇 御消息 (御華押入)  
 稱光天皇 慧安和尚禪師號  
 後花園天皇 勅書  
 後花園天皇 御詠草 (有二傍書)  
 後土御門天皇 職人盡御歌  
 後土御門天皇 御詠草 (親長卿申レ之 榮雅點)  
 後土御門天皇 五十首御詠 (後西院天皇 御外題)  
 後柏原天皇 古歌御チラシ書  
 後柏原天皇 着到之御和歌  
 後柏原天皇 古今和歌集 (稱名院奥書)  
 後柏原天皇 天台三大部科註御表題  
 後柏原天皇 御歌卷物 (榮雅點)  
 後柏原天皇 御歌懷紙 (御幼年 御諱入)  
 後柏原天皇 御短冊 (御諱入)  
 後柏原天皇 御短冊帖 (百首御詠)  
 後奈良天皇 謝得法之御尺牘 (御朱印入)  
 後奈良天皇 御發句  
 後奈良天皇 金剛般若經 (御華押入)  
 後奈良天皇 發句集 (紙背具注曆)  
 後奈良天皇 御歌懷紙 (御諱入)  
 後奈良天皇 心經 (紺紙金泥 御奥書 安房國)  
 正親町天皇 御詠草 (後奈良天皇御加筆)  
 正親町天皇 御消息 (御華押入)  
 正親町天皇 御詠草 (御諱入)  
 後陽成天皇 御大字 (金泥下繪)  
 後陽成天皇 古歌御短冊 (金泥下繪)  
 後陽成天皇 三首御歌 (御諱入)

[國寶] 妙法院 (二七)  
 [國寶] 正傳寺 (二八)  
 [國寶] 曼殊院 (二九)  
 毘沙門堂 (三〇)  
 聖護院 (三一)  
 寶鏡寺 (三二)  
 曼殊院 (三三)  
 本願寺派本願寺 (三四)  
 猪熊信男 (三五)  
 田中勘兵衛 (三六)  
 本隆寺 (三七)  
 [國寶] 曼殊院 (三八)  
 曼殊院 (三九)  
 聖護院 (四〇)  
 聖護院 (四一)  
 靈雲院 (四二)  
 [國寶] 妙心寺塔頭 毘沙門堂 (四三)  
 正受院 (四四)  
 曼殊院 (四五)  
 曼殊院 (四六)  
 曼殊院 (四七)  
 [國寶] 靈鑑寺 (四八)  
 大雲院 (四九)  
 本願寺派本願寺 (五〇)  
 大德寺塔頭 眞珠菴 (五一)  
 千種顯男 (五二)  
 猪熊信男 (五三)

後陽成天皇 御發句

毘沙門堂 (四)

國寶 曼殊院 (五)

正親町天皇 御詠草 (御諱入)  
後陽成天皇 御大字 (金泥下繪)  
後陽成天皇 古歌御短冊 (金泥下繪)  
後陽成天皇 三首御歌 (御諱入)

本願寺派本願寺 (五〇)  
大德寺塔頭 眞珠菴 (五一)  
千種顯男 (五二)  
猪熊信男 (五三)

後陽成天皇 御發句  
後陽成天皇 御文集 (御華押入)  
後水尾天皇 白御色紙 (御華押入)  
後水尾天皇 御色紙帖  
後水尾天皇 御短冊帖 (御詩集)  
後水尾天皇 御老歲之御歌  
後水尾天皇 木綿手纏之御歌  
後水尾天皇 御消息  
後水尾天皇 物名之御歌 (御華押入)  
後水尾天皇 古則之御歌 (近衛應山公 注釋書添)  
後水尾天皇 一絲和尚山居詩及御次韻  
後水尾天皇 御額字  
後醍醐天皇 御頌寫  
後水尾天皇 御建立始之勅書 (御華押入)  
後水尾天皇 御嘉札文集  
後水尾天皇 法語 (眞敬親王御筆添)  
明正天皇 御大字  
後光明天皇 御詩懷紙  
後光明天皇 御歌短冊  
後光明天皇 鳴蟬賦寫  
後光明天皇 家傳軍書考序寫  
後西院天皇 一行物  
後西院天皇 御色紙 (小色紙 七枚 狩野常信畫 上=御貼付)  
後西院天皇 御和韻 (堯恕親王詩 基熙公歌)  
後西院天皇 御文集  
後西院天皇 御懷紙 (金泥地 御華押入)  
後西院天皇 後伏見天皇加茂社御願文寫 (御華押入)

〔國寶〕  
毘沙門堂 (五四)  
曼殊院 (五五)  
妙法院 (五六)  
聖護院 (五七)  
聖護院 (五八)  
寶鏡寺 (五九)  
猪熊信男 (六〇)  
千種顯男 (六一)  
圓通寺 (六二)  
法常寺 (六三)  
法常寺 (六四)  
法常寺 (六五)  
東福寺塔頭 龍吟菴 (六六)  
靈源寺 (六七)  
曼殊院 (六八)  
黃檗山 松隱堂 (六九)  
妙顯寺 (七〇)  
妙法院 (七一)  
妙法院 (七二)  
法常寺 (七三)  
妙法院 (七四)  
高臺寺 (七五)  
毘沙門堂 (七六)  
毘沙門堂 (七七)  
曼殊院 (七八)  
妙法院 (七九)  
藤木亮直 (八〇)

後西院天皇	後水尾天皇古書御鑑定之御消息 (御華押入)	伯爵中院通規 (八二)
後西院天皇	基熙公詠草之御添削	曼殊院 (八三)
後西院天皇	觀音歌之御戲答文 (御華押入)	龍光院 (八三)
後西院天皇	時代不同歌合及百人一首御色紙帖	毘沙門堂 (八四)
靈元天皇	御歌懷紙 (萬葉假字 大懷紙)	光照院 (八五)
靈元天皇	御題目 (御華押入) 及御夢想御歌	立本寺 (八六)
靈元天皇	發句御大字	吉澤義則 (八七)
靈元天皇	折句之御歌	林丘寺 (八八)
靈元天皇	御祈願文	下御靈神社 (八九)
靈元天皇	踏歌節會之御散狀	子爵日野西光善 (九〇)
靈元天皇	勅書 (御華押入)	圓通寺 (九一)
靈元天皇	御歌集 (元祿十一年ヨリ 享保七年マデ)	熊野若王子神社 (九二)
靈元天皇	御歌集 (享保八年ヨリ 同十四年マデ)	芳春院 (九三)
靈元天皇	和漢朗詠集	大聖寺 (九四)
靈元天皇	御何曾	妙法院 (九五)
東山天皇	御消息 (御歌入)	大聖寺 (九六)
中御門天皇	俊苜上人加號之勅書	泉涌寺 (九七)
中御門天皇	御歌御チラシ書	仁和寺 (九八)
中御門天皇	御詠草 (柏葉一枚添) 及御短冊	伯爵中院通規 (九九)
櫻町天皇	御詠草	寶鏡寺 (一〇〇)
櫻町天皇	御歌懷紙 (五首 御諱入)	妙法院 (一〇一)
櫻町天皇	心經 (淡紫紙金泥 御詩入)	仁和寺 (一〇二)
櫻町天皇	御繼色紙	青蓮院 (一〇三)
櫻町天皇	御奉納之御和歌	御祖神社 (一〇四)
櫻町天皇	入木道額字條御秘卷	毘沙門堂 (一〇五)
櫻町天皇	七ヶ條中	東福寺塔頭 卽宗院 (一〇六)
櫻町天皇	禪語御大字	妙法院 (一〇七)
桃園天皇	正式御懷紙	

[國寶]

[國寶]

[國寶]

[國寶]

[國寶]

櫻町天皇 七ヶ條中額字條御秘卷  
櫻町天皇 禪語御大字  
桃園天皇 正式御懷紙

毘沙門堂 (二〇五)  
東福寺塔頭  
卽 宗 院 (二〇六)  
妙法院 (二〇七)

桃園天皇 勅書

大聖寺 (二〇八)

後櫻町天皇 心經及御名號 (御諱入)

青蓮院 (二〇九)

後桃園天皇 開山徽號及國師號

黃檗山 松隱堂 (二一〇)

後桃園天皇 正式御懷紙 (三首)

青蓮院 (二一一)

光格天皇 正式御懷紙

子爵六條有樂 (二一二)

光格天皇 大灌頂光明眞言 (紺紙金泥御諱入)

青蓮院 (二一三)

光格天皇 御文集 (御雅號御諱御朱印入)

妙法院 (二一四)

仁孝天皇 聖廟御法樂之御短冊

福井成功 (二一五)

孝明天皇 御歌懷紙 (金泥地)

北野神社 (二一六)

孝明天皇 御歌懷紙 (金泥地)

大谷派本願寺 (二一七)

孝明天皇 御歌懷紙 (金泥地)

本願寺派本願寺 (二一八)

宸書

後陽成天皇 金泥牡丹御繪

猪熊信男 (二一九)

後陽成天皇 達磨像御繪 (古澗慈稽拜讚)

高臺寺 (二二〇)

後陽成天皇 飛白御書中之御戲畫

曼殊院 (二二一)

後水尾天皇 達磨像御繪

寶鏡寺 (二二三)

後水尾天皇 走馬御繪 (澤菴和尚拜讚)

伯爵勸修寺經雄 (二二三)

後水尾天皇 御自畫讚月下水鳥御繪

酬恩菴 (二二四)

後水尾天皇 御自畫讚後京極良經公立像御繪

仙壽院 (二二五)

後水尾天皇 渡唐天神極彩色御繪

妙法院 (二二六)

後水尾天皇 人丸像押繪 (御讚七宸翰)

聖護院 (二二七)

明正天皇 渡唐天神像御繪

北野神社 (二二八)

後光明天皇 布袋像御繪

慈照院 (二二九)

後光明天皇 寒山拾得御繪

靈源寺 (二三〇)

後光明天皇 岩上水鳥御繪

曼殊院 (二三一)

靈元天皇 花鳥極彩色御繪

林丘寺 (二三三)

靈元天皇 蓮鷺淡彩御繪

圓通寺 (二三三)

相國寺塔頭

〔國寶〕

(一)

後白河天皇 御消息

(御法諱入)

(横一尺四寸三分  
竖九寸四分)

一幅

(洛東大佛 妙 法 院)

後白河天皇ハ頗ル佛法ヲ好マセラレ、御讓位ノ後、石清水、熊野、日吉、四天王寺等へ殆ンド虚歳ナキマデニ御幸アツテ修法讀經ニ御心ヲ傾ケ給ヒシ事ハ、玉葉、百鍊抄等ノ書ニ見エタリ、然シテ本書ニ「行真」トアルハ天皇ノ御法號ニシテ、聖算四十一ノ御時、覺忠僧正ヲ憑ミテ御出家アラセラレタリ、御文ノ始ニ見エタル御歌ハ、續千載「忘れ行く人計りこそつらからめ身をさへさのみ何恨むらむ」、及ビ後拾遺ノ「思ひやるかたなきまゝにわすれ行く人の心ぞ羨まれける」ト、同工異曲ノ御歌ニシテ、潔齋行道ノ間、カヨワキ御心ヲ自ラ深ク答メサセテレタル也

わすれゆく人の

こゝろはつらけれど

そのをもかげは

なをぞこひしき

かやうに心よはく候はんには

佛道をも行なり候まじきよと

(罪) つみふかくこそ覺候へく

恐々謹言

七月二日

御法諱

兩所御中



後嵯峨天皇 御告文(御諱入) (横三尺四寸八分) 一卷

(洛西 衣笠村 福井成功)

寛元四年正月廿九日、後嵯峨天皇ノ御讓位アリシハ、御年纔ニ四歳ナル 皇太子ノ踐祚ニヨリテモ、執政者間ノ暗流ニ基キ給ヒシコトモアリシヲ拜察シ得ベシ、天皇頗ル勵精治ヲ圖リ、朝餉ノ間ニ臨ミテ、職事ヨリ親シク奏事ヲ聽キ給ヘリ、然ルニ寛元三年ノ歲ハ、正月以來、雷、妖星、地震等頻出シ、四月九日ニハ、二十二社ニ奉幣シテ天變及三合厄(陰陽說ニシテ、大歳、害氣、大陰三神ノ合スル年ハ天下ニ災異アリトセリ、委シキコトハ三代實錄貞觀十七年十一月十五日申陰陽寮)ヲ攘ヒ給ヒシ事、百鍊抄ニ見エ、同二十五日參議已上ニ封事ヲ上ラシメ、天下ノ政見ニツキ、極諫ヲ容レサセ給ヒシコト平戸記ニ見エタリ、カクテ寛元四年ニハ四月閏アリ(閏ハ周禮ニ詔王居)ケレバ、茲ニ御讓位ヲ思召シ、自今以後專ラ冥道殊ニ閻魔ノ加護ヲ御懇禱ノ由、宸書ヲ染メラレシニテ、天皇ガ嘗テ成源僧正ヲ召サレテ冥道供ヲ行ハレシコトハ野守鏡ニ其咄出タリ、本書ノ初ニ南瞻部州ト記サレタル、又大日如來以下諸佛諸星ノ名ヲ聯テラレタルハ、朝野群載ニ見エタル尊星王供告文、安鎮法告文等ト全ク同ジキ御形式ニシテ、密宗ノ經典ニヨレバ、焰摩天ハ靈魂ヲ光明界ニ導ク護世天ノ一ナルガ、死ヲ怖ル、觀念ヨリ、後世冥府ノ魔王ヲ生ズルニ至リシモノニテ、又此魔王ガ地藏菩薩ノ化身トシテ唱道セラレ、ト同時ニ、延命息災ヲ司ル如キ思想ノ世上ニ熾ニ起リシモノ、如ク、陰陽家ニモ泰山府君ヲ祭ルト共ニ、古來ヨリ閻羅天子ヲ祭リテ延年増算ヲ祈リシモノナリ(本書ノ傍訓アルハ、讀誦ノ爲メニシテ、正誤ヲ附サレタルハ、御草案ノ儘ナル歟、又本書ヲ拜讀ノ際、異字古文等アレバ、御近時ノ字ニ改メ○ヲ施シタリ、然シテ御本文ハ莊子ノ文ヲ引用セラレタル處頗ル多ケレ共ニ茲ニ述ベズ、御文中ノ姑洗ハ三月ノ異名ナリ)

娑婆世界南瞻部洲大日本國  
太上天皇御諱敬白、眞言教主大日如來、十方三世一切諸佛、大慈大悲地藏菩薩、地前地上

後嵯峨天皇 無量義經(桃華叟) (竖八寸五分) 一卷

(洛北岩倉村幡枝 圓通寺)

圓通禪寺ハ、靈元法皇及皇妃敬法門院ノ殊ニ御心ヲ籠メ給ヒシ寺ニテ、諸堂創建及本尊諸佛ノ安置ハ、皆偏ニ帝室ノ恩寵ニヨレリ、然シテ法皇暫々近臣ト共ニ當寺ニ御幸シテ、茶事吟詠ニ耽リ給ヒ、又燒香讀誦ヲ事トシ給ヒシ事、元陵御記ニ委シク見エタリ、然シテ本書ハモト敬法門院ノ御所持ナリシヲ寄進セラレシモノニカ、ル、卷末ノ奥書ニ桃華叟トアルハ、足利中世ノ大學者一條兼良公ノ事ニシテ、公事根源、樵談治要、花鳥餘情、代始和抄等ノ名著アル事ハ人ノヨク知ル所ナリ、此人ノ鑑定ニナルモノハ世上極メテ少ケレバ、奥書ハ誠ニ尊重ニ値ス可ク、上ノ御願文ト御書風ヲ異ニセルハ、御願文體ト御寫經體ト其間自ラ差別アレバナルベシ、然シテ無量義經ハ天台法華兩宗ノ依經ニシテ、法華經八卷ノ開經ヲナシ、第一德行品、第二說法品、第三十功德品ヨリナレルモノナルガ、茲ニハ十功德品ノ末文ヲ現シ奉レリ(御書中ニ○ヲ附シタル處ハ、近時ノ用字ニ改メタル處ニシテ、異字、古文等ノ參照ニ資セリ)

也、世尊慈恩、實難可報、作是語已、爾時三千大千世界、六種振動、於上空中、復兩種、天華、天優鉢羅華、鉢曇摩華、物物

娑婆世界南瞻部洲大日本國

太上天皇御諱敬白、眞言教主大日如來、十方三世一切諸佛、大慈大悲地藏菩薩、地前地上諸大薩埵、聲聞緣覺、諸賢聖衆、梵天帝釋四大天王、三界諸天、北辰北斗、七曜九執、十二宮神、二十八宿、本命元辰、當年屬星、內宮外宮、大小星宿、別又焰魔法王、泰山府君、司命司祿、五道大神、百部鬼王、天神地祇、年中行疫神、并部類眷屬等、而言、爲下願三庸璣早謝皇綱、逐軒遊以問塗、得七聖於襄野之雲、慣堯心遜位、見四子於汾陽之水、虛舟鼓機、何有載重之危、秋駕駐轡、豈招馭朽之懼、然而幼日之主、依稟繼嗣之鼎業、理世之政、猶致諮詢之機微、仰願蒼々之誠、伏慙元々之心、何況昨年當三合、荐示祓變、今茲迎四月、更有閏餘厄運、亦重競惕彌深、若非佛道神道之勝利者、爭博延齡延算之佳名哉、於是、焰魔天者、施威福於天下、司倚伏於人間、等覺妙覺之本也、盍照靈藐姑射之上皇、玄應之力丹信有憑、因茲至治淳朴之聖代、盛德石木之王春、始自姑洗告朔之良曜、抽以佛力證明之精勤、資密壇於仙陬之中、禱壽域於懸府之底、所修者、長日不退之行法也、遙約未來際之白業、所羞者、甘露甚深之淨味也、專整最上乘之軌儀、然則冥祐無滯、忽呈瑜祇之加被、年厄速除鎮、致玉體之安全、八千之春、八千之秋、獻春秋於大椿算、長生之花、長生之鳥、伴花鳥於具茨峰、加之、魏宮月前、乾符運長、堯門風底、坤德譽久、世反驪栗之俗、民考鳧藻之槃、伏羨焰魔天、宜滿斯悉地、敬白

寬元四年三月一日太上天皇御諱 敬白

也、世尊慈恩、實難可報、作是語已、爾時三千大千世界、六種振動、於上空中、復兩種種、天華、天優鉢羅華、鉢曇摩華、拘物頭華、分陀利華、又兩無數種種、天香、天衣、天瓔珞、天無價寶、於上空中、旋轉來下、供養於佛、及諸菩薩、聲聞大衆、天厨、天鉢器、天百味、充滿盈溢、見色聞香、自然飽足、天幢、天幡、天軒蓋、天妙樂具、處處安置、作天妓樂、歌歎於佛、又復六種震動東方恒河沙等、諸佛世界、亦兩天華、天香、天衣、天瓔珞、天無價寶、天厨、天鉢器、天百味、見色聞香、自然飽足、天幢、天幡、天軒蓋、天妙樂具、處處安置、作天妓樂、歌歎彼佛、及諸菩薩、聲聞大衆、南西北方、四維上下、亦復如是、

爾時、佛告大莊嚴菩薩摩訶薩、及八萬菩薩摩訶薩、言、汝等當於此經、應深起敬心、如法修行、廣化一切、勤心流布、常當慇懃、晝夜守護、令諸衆生各護法利、汝等眞是、大慈大悲、以立神通願力、守護此經、勿便疑滯、汝於當時、必令廣行閻浮提、令一切衆生便得見聞讀誦書寫供養、以此之故、示疾令汝等速得阿耨多羅三藐三菩提、是時大莊嚴菩薩摩訶薩與八萬菩薩摩訶薩、即從座起、來詣佛所、頭面禮足、遶百千匝、即前胡跪、俱共同聲、白佛言、世尊、我等快蒙世尊慈愍、爲我等說甚深微妙無上大乘無量義經、敬受佛勅、於如來滅後、當廣令流布是經典者、普令一切、受持讀誦、書寫供養、唯願勿垂憂慮、我等當以願力、普令一切衆生便得此經、見聞讀誦、書寫供養、得此經威神之福、爾時佛讚言、善哉善哉、諸善男子、汝等今者眞是佛子、弘大慈大悲、深能拔苦救厄者、一切衆生之良福田、廣爲一切、作大良導師、一切衆生之大依止處、一切衆生之大施主、常以法利、廣施一切、爾時大會、皆大歡喜、爲佛作禮、受持而云、無量義經

後嵯峨院眞翰

文明第二仲夏下旬爲後證書畢  
桃華叟華押



二宮輔，二十八宿，本命元氣，當平顯星，內  
大天王，三界普天，非親非平，小顯武將，十  
番大顯聖，聖間顯聖，普賢聖衆，梵天帝釋四  
三世一四諸佛，大慈大悲，毗盧菩薩，毗盧佛土  
太上天皇，瞻龍帶白，真言燈主，大日如來，十丈  
變聖世，果南彌將，將大日本國

法華世界南瞻部洲大日本國

太上天皇，邦仁教，白真言教主，大日如來，十方三  
一切諸佛，大慈大悲，地處菩薩，地前地上，諸菩薩  
法界因緣，覺諸賢聖，梵天帝釋，四大天王  
三東諸天，北辰北斗，七曜九執，十二宮神，二十八  
宿，奉命元辰，當年，馬皇內宮，外宮，大小，早宿  
別，又煥魔法，泰山府君，司命，司祿，五道大神，百  
部鬼，天神，地祇，年中，行護神，并部，輔眷，屬等  
而言，高顯，廣深，早謝，皇經，運軒，述以，開演，得七  
聖於，表野，之宮，增充，心慈，任九，四子，於海，湯之水  
溫舟，鼓抗，何有，戴重，之危，秋駕，駐壘，豈指，駁朽  
之權，然而，印日，之主，依東，維綱，之斷，業理，世之，改備  
致，詔，詢之，機，微，仰，願，蒼，之，誠，似，慈，元，之心，何  
現，昨，年，當，三，合，恭，示，被，慶，今，茲，迎，四，月，更，有，同  
餘，厄，運，亦，重，發，揚，赫，深，若，非，佛，道，神，道，之，勝，利  
者，車，轉，運，途，并，之，佳，若，於，是，煥，魔，天，者，死  
威，福，於，天，下，司，侍，伏，於，人，間，等，覺，妙，覺，之，本，地，也  
主，持，紫，震，殿，之本，主，冥，官，冥，衆，之上，首，也，盡  
照，鑒，顯，始，射，之上，聖，言，應，之，力，母，信，有，事，日，茲，至  
治，壇，朴，之，可，代，威，德，石，木，之，玉，春，始，自，始，洗，世，罪  
之，良，曜，抽，以，佛，力，謹，明，之，精，勤，育，密，理，於，仙，陳  
之中，持，壽，域，於，慈，府，之，庭，兩，值，者，長，日，不，退，之，行  
法，也，建，約，未，米，德，之，白，業，所，為，者，日，露，甚，深，之  
津，味，也，專，懇，家，上，乘，之，執，儀，建，則，冥，施，垂，帶，恩  
呈，珍，誠，之，如，報，年，元，連，除，穢，或，玉，體，之，身，八，十  
之，春，八，十，之，秋，獻，春，秋，於，大，椿，算，長，生，之，花，長，生  
之，身，伴，花，身，於，具，茲，奉，如，之，親，官，月，其，乳，存，長  
光，門，風，應，坤，德，眷，久，世，及，驪，栗，之，俗，民，若，萬  
藻，之，繁，伏，煥，魔，天，宜，滿，新，志，地，數，白

寬元四年三月一日太上天皇邦仁 啓

天檢器，天百劫，天滿益益，見，色，聞，香，自然  
不，其，養，氣，神，氣，滿，善，靈，總，開，大，衆，天，福，  
天，聖，慈，天，無，爾，寶，梵，土，空，中，一，誠，轉，來  
爾，華，衣，羽，師，華，又，雨，無，煙，蘇，蘇，天，香，天  
兩，蘇，蘇，天，華，天，獨，檢，羅，華，檢，曼，華，華，華  
朝，三千，大千，世界，六，蘇，蘇，蘇，梵，土，空，中，一，對  
也，世，尊，慈，恩，實，讚，可，將，非，是，謂，日，爾

也世尊慈恩實讚可報作是語也今時三千  
大千世界六種振動於空中復兩種種天  
華天優麗羅華鉢曇摩華物頭華分陀利  
華又兩無數種種天香天衣天璽路天璽價  
寶於空中旋轉來下供養於佛及諸菩薩  
嚴闍大毘天尉天鈴器天百味充滿盈溢見  
色聞香自能覺天懂天幡天軒蓋天妙樂  
具慶慶安量作天妓樂歌歌於佛又復六種  
震動東方恒河沙壽諸佛世界亦兩天華天  
香天衣天璽路天璽價寶天尉天鈴器天百  
味見色聞香自能覺天懂天幡天軒蓋天  
妙樂具慶慶安量作天妓樂歌歌於佛及諸  
菩薩嚴闍大毘南西北方四維上下亦復如  
是

今時佛告大莊嚴菩薩摩訶薩及八萬菩薩  
摩訶薩言汝等當於此經應起敬心如法  
修行廣化一切眾生勿有常懷惡意行  
讓令諸眾生各獲法利汝等真是大慈大悲  
以之神通願力守護其經勿使疑怖汝等當  
時令廣行闡譯提令一切眾生使得見聞  
讀誦善信供養以是之故亦疾令汝等速得  
阿耨多羅三藐三菩提是時大莊嚴菩薩摩  
訶薩與八萬菩薩摩訶薩即從座起來詣佛  
所頭面禮足遶百千匝即前胡跪俱共同獻  
白佛言世尊我等懷蒙世尊慈恩為我等說  
是甚深微妙無上大樂无量義經敬受佛勅  
作如來威後當廣令流布是經典者當令一  
切受持讀誦善信供養願勿輕慢應我等  
當以願力普令一切眾生使得此經見聞讀  
誦善信供養得是經威神之福今時佛讚言  
善哉善哉諸善男子汝等今者真是佛子於  
大慈大悲深能般若般若者一切眾生之良  
福田廣為一切作大良導一切眾生之大依  
止處一切眾生之大施主當以法利廣施一  
切今時大會皆大歡喜為佛作禮受持而去

無量壽經

後漢水院真經

大初二仲云下白台後漢書年

地華受

(四)

後深草天皇 御讓進文

(御華押入)  
(國寶)

(横二尺八寸八分)  
(竪一尺〇四分) 一幅

(洛西上嵯峨村 大覺寺)

本書ハ從來龜山天皇宸翰トシテ國寶ニ謹選セラレアレドモ、皇兄タル後深草天皇ノ宸翰ナルコトハ、御筆蹟及御華押之ヲ證ス、正安二年ハ後伏見天皇御在位ノ時ニテ、上皇トシテハ後深草後宇多伏見ノ四帝オハシマシ、持明院大覺寺派ノ御關係頗ル複雑ナル時代ナリ、然シテ御文中ニ見エタル長講堂領ハ、持明院派ノ最、重キヲ爲シタマヘル御領ニシテ、嘉元二年七月八日ノ後深草法皇御讓狀ニモ、「長講堂已下管領所々不<sub>レ</sub>漏<sub>二</sub>一所<sub>一</sub>可有<sub>二</sub>御管領<sub>一</sub>之由、先度申候了物論候」、又「長講堂第一大事候、能々可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>留<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>候、委細猶別可<sub>二</sub>注申<sub>一</sub>候」ト見エ、椿葉記ニモ「抑長講堂領、法金剛院領、熱田社領、同別納、播磨國衙、同別納等は後深草院以來の正統に傳はる」ト見エ、長講堂及其他ノ御領地ノ一地ト雖モ、苟モシ給ハザリシ御情明ナリ、サレド後深草天皇頗孝悌ノ御方ニテ、正應六年六月ノ御消息(岩崎男爵家所藏宸翰)ニヨルモ、御領地御讓進ノ思召見エタレバ、今又此御情トナリ大覺寺所在地ノ北嵯峨全部ノ御讓進トナリシモノ歟、「いづれの流々もみな御沙汰にて候はんずる」トハ、頗、寛大ノ聖慮ナラズンバアラス、龜山院御凶事記ニ後伏見院へ龜山天皇ノ御領播磨多可庄其外四ヶ庄ヲ御分配ノヨシモ見エタレバ、兩皇統互ニ御領ヲ御讓與ノ事モ或ハアリシナルベキ歟、御深草天皇ノ皇女タル遊義門院ハ、出デ、後宇多天皇ノ妃ト成給ヒタレバ、持明院派ノ御領ヲソレガ爲メ大覺寺派ニモ傳ヘサセラレシモノトモ想像シ奉ルヲ得ベキ也、カクテ考レバ、本書中ノ宮ハ、當時皇太子タル邦治親王ナルベク、御宛ハ其御父帝ナル後宇多天皇、又ハ遊義門院ナルベシ、本書ヲ假ニ後伏見天皇ニ宛テサセラレタルモノトシ、宮ヲ其皇弟タル富仁王(後ノ花園天皇)ト解スレバ、持明院派傳承ノ長講堂領云々ノ解釋ハ、頗、要ヲ得タルモノトナルベキモ、本書ヲ大覺寺ニ傳ヘラレタル事、及嵯峨ノ地ヲ御管領ノ事ハ終ニ説ク可カラザルニ似タリ

(嵯峨)

(北)

(未)

さかの<sup>(嵯峨)</sup>きた<sup>(北)</sup>この程は<sup>(未)</sup>いまた

みな<sup>(皆)</sup>御<sup>(沙汰)</sup>さたにては候はねとも

さきにも<sup>(響)</sup>申候しやうに

これは<sup>(皆)</sup>みな<sup>(護)</sup>ゆつりまいらせて候へは

のちには<sup>(後)</sup>いつれの<sup>(何)</sup>りう<sup>(流々)</sup>くも

みな<sup>(皆)</sup>御<sup>(沙汰)</sup>さたにて候はんする

事にて候

又ち<sup>(長)</sup>やうかう<sup>(講)</sup>たうりやう<sup>(堂)</sup>宮<sup>(領)</sup>つ

よし<sup>(吉)</sup>かに<sup>(川)</sup>つる<sup>(敦賀)</sup>か

新御<sup>(領)</sup>りやうの

あさ<sup>(朝倉)</sup>くら<sup>(黒部)</sup>くろへ<sup>(三角)</sup>みすみ山

はり<sup>(播磨)</sup>まの<sup>(市)</sup>いちの別府これ

らは

たし<sup>(沙汰)</sup>御<sup>(沙汰)</sup>さた候所にて候

のちには<sup>(後)</sup>いつれも<sup>(何)</sup>みな<sup>(皆)</sup>

宮へ<sup>(護)</sup>ゆつり

ま<sup>(参)</sup>ゐらせられ候へく候

あ<sup>(大)</sup>なかしく<sup>(賢)</sup>

正安二年三月六日

御華押



(五)

後深草天皇 御消息

(御華押入)

(横一尺二寸七分  
九寸)

一幅

(市内烏丸六角下 田中勘兵衛)

本書ハ年號ヲ缺グモ、後深草天皇ノ御華押ヲ存シテ天皇ノ宸翰明ナルヲ以テ、天皇ノ御在世中ニ春日神木御動座アリシ度数並ニ月日ヲ、大和志料(神木代々日記)、續史愚抄、歷代編年集成、皇年代略記等ニヨリ檢出勘合スルニ伏見天皇ノ正應四年度ニ當セリ、今續史愚抄ノ記ス處ニ從ヘバ、「正應四年正月十八日、蓮花王院修正、法皇常盤井殿無臨幸、是依レ有下春日神木遷座興福寺、造營遲々及條々事、僧徒所訴云、二月七日、行幸常盤井殿法皇御所、依ニ神木事、藤氏上達部不供奉者、十一日、列見延引、二十三日、春日神木自ニ木津ニ御歸座、是南都訴三箇條悉被ニ聞食故也」トアリ、乃、神木遷座ノ事ヲ、早クモ數日前ニ聞召サレ、後深草法皇ガ禁中ニ向テ御書狀ヲ發シ給ヒシニテ、當時猶春日ノ社人及興福寺ノ衆徒ガ、横暴ヲ極メ神木ヲ擁シテ闕下ニ嗷訴セシ狀歷々見ルベシ、山門トハ叡山延曆寺ノ事也

神木遷座木津

之由聞候、實事候哉、

返々驚承候、若又

僻事候歟、山門事

其說又何様候哉、

不審候謹言

正月十一日 御華押

正月十一日

御華押

神木長生木津  
之西國定  
中之野所差及  
所之山子  
之海又山嶺  
名守山  
守山十

後宇多天皇 弘法大師傳

(横四尺〇七分 一尺二寸二分)

一幅

(大 覺 寺)

天皇ハ密宗ニ御歸依アリテ、深ク高祖大師ヲ御追慕アリケレバ、御筆蹟ニ於テモ、專ラ大師ニ私淑シ給ヒシ事、本書ヲ拜シテ始メテ能ク知リ奉ルヲ得、東寺所藏ノ七祖御影ハ、同寺ノ重寶ナルガ、天皇之ニ修復ノ御沙汰ヲ下シ給ヒシ事、東寶記ニ見エタリ、此七祖トハ龍猛菩薩龍智菩薩、金剛智、不空金剛、善無畏、一行阿闍梨、惠果和尚ノ住持七祖ニシテ、大師親製ノ眞言付法傳トシテ知ラレタル血脈付法ノ七祖ハ、無畏、一行ノ二祖ヲ除キ、龍猛菩薩ノ前ニ、法身大毘盧遮那如来及金剛菩薩ノ二祖ヲ加ヘタルモノナリ(住持付法ノ兩異種ニ關シテハ眞俗交談記ニヨル)、然シテ大師ハ相承ノ第八祖タレバ、付法傳ノ文體ニ擬シテ、天皇亦茲ニ第八祖傳ヲ宸書シ給ヘリ、大師ノ出家受戒ノ年月ニ就テハ、古來種々ノ異說アレド、此宸翰ハ大師ノ遺告文ヲ標準トセラレシモノニテ、熟讀シ奉ルニ及ンデ、高祖ノ製作ト稱セラレ來リシ多ノ遺書ヲ、巧ニ點綴セラレテ成レルコトヲ知り得タリ、即チ遺告文(承和元年及同二年度ノ兩書ヲ含ム)中ナル「諸佛共語」、「逢石淵贈僧正、受虛空藏等并能滿虛空藏法呂、入心念持」、「帝經四朝、奉爲國家建壇修法五十一箇度」、「悉地成就」  
「去天長九年十一月十二日、深厭穀味、專好三座禪」、「去弘仁七年表請此山、殊爲入定處」、「吾擬入滅者今年三月二十一日寅尅」、「吾入定之後往生兜率他天、可待彌勒慈尊御前、五十六億餘之後、必慈尊御共下生、可問吾先跡、亦且末下之間、見微雲管、可察信否、是時有勤得祐、不信之者不幸」、又大師撰ノ惠果和尚碑文中ナル「汝西土也接我足、吾也東生入汝之室、莫久遲留」、「慧炬已滅、法雷何春、梁木摧矣、痛哉苦哉、松櫃封閉、何劫更開」、又上新請來經等目錄表中ナル「從爾以還、一人三公、接武耽翫、四衆萬民、稽首鼓篋」、又般若心經秘鍵與書中ナル「蘇生族子途」、又眞言付法傳第七祖傳中ナル「諸佛秘藏即心成佛之徑路」、「訶陵辨弘新羅慧日、並授胎藏師位」、劔南惟上河北義圓授三金剛大法、義明供奉亦授三兩部阿闍梨法、今有日本沙門空海、來求秘教、授以三兩部秘奧壇儀印契、漢梵無差、悉受於心、猶如瀉瓶」ノ如キ是ニシテ、猶徵證アレド略了ス、斯ノ如ク多數ノ辭句ヲ祖師ノ錦言繡語ヨリ其儘踏襲ノ事ハ、空海僧都傳、同和上傳記、大師御傳、同行化記、同御廣傳等ニハ絶エテ無キ處ニシテ天皇嘗テ高祖ノ遺告文ノ字ヲ處々用ヒサセラレテ、御遺告文ヲ試ミ給ヒシ例ニ想到セバ、此宸翰モ亦大師ニ對シテ、切ナル叡情ト見奉ルヲ得ベシ

(別紙ニ〇ヲ附スル處ハ拜讀ノ便ヲ圖リ近時ノ用字ニ從ヒタリ)

和上傳記、大師御傳、同行化記、同御廣傳等ニハ絶エテ無キ處ニシテ  
天皇嘗テ高祖ノ遺告文ノ字ヲ處々用ヒサセラレテ、御遺告文ヲ試ミ給  
ヒシ例ニ想到セバ、此宸翰モ亦大師ニ對シテ、切ナル歡情ト見奉ルヲ  
得ベシ

(別紙ニ〇ヲ附スル處ハ拜讀ノ便ヲ圖リ近時ノ用字ニ從ヒタリ)

第八祖大日本國贈大僧正法印大和尚位諡弘法大師者、讚岐國多度郡人  
也。法諱空海號遍照金剛、大唐青龍寺惠果和尚之付法也。以二大日如  
來七葉、相承兩部大法、漢梵無差、悉以傳授、猶如寫瓶、夫兩部  
秘法者、諸佛之奧藏、即成之徑路也、河陵新羅之英傑、劍南河北俊才、  
各得二界不能兼聽、亦以兩部灌頂、雖授義明供奉、是知法身如  
來正脉、獨屬大師一流、已矣

大師生在父母、童稚夢見與諸佛語、造佛作禮爲事、志學隨石  
淵贈僧正受虛空藏法呂、入心念持、名山勝地悉地速成、年廿出家、  
二十有二受具足戒、乃佛前發誓、感得大毗盧遮那經於日本國高市郡  
久米東塔下、度海大願於是萌中心、蓋是和尙鈎索之加持、三藏師資  
之因由耳、遂乃延曆廿三年、飛孤帆於松浦之波、浴五瓶於蓮臺之  
月、乃和尚告曰、汝西土也接我足、吾也東生入汝之室、莫久留、  
吾在前去也。先投金剛杵、卜南山勝地、則以大同元年歸朝、錄請  
來秘教上表以聞、自爾以降、一人三公接武耽翫、四衆萬民稽首鼓  
篋、神泉祈雨神龍現形、金闕震居金色放光、或日輪夜照蘇生途、  
難思加持力、非楚竹所記、弘仁十四年、勅給東寺、永爲密教場、  
帝經四朝、奉爲國家建壇修法五十一箇度、鎮護之基無不大師加  
持力者乎、天長九年、住紀州南山、深厭穀味、專好坐禪、此地去  
弘仁七年表請爲入定處矣、承和二年三月十五日、告諸弟子等曰、吾  
擬入定、來二十一日寅剋、吾入定間住兜率他天而侍慈尊、五十六  
億餘之後、必慈尊御共下生、可問吾先跡、末下之間、見微雲管可  
察信否、是時有勤得祐、不信者不幸、期日爰至、乃結跏趺坐、奄  
然入定、春秋六十二、夏曆四十一、慧光秘光、法雷猶春、肉身不壞、  
松榎封閉、運步泣恩、于嗟悲哉

正和四年三月廿一日





後宇多天皇

金光明最勝王經

(淡紫紙金泥御諱入)

(古筆極狀添)

(横二丈〇五寸五分)

(一丈八寸三分)

一卷

(市内北野 北野神社)

金光明最勝王經ノ名稱ハ、註金光明最勝王經ノ說ニ從ヘバ、金ハコレ諸寶中ノ王ニテ、光明ハコレ日夜ヲ該スル意ナレバ、此經ガ衆法中ノ最勝ニシテ、法光無明ノ夜ヲ照スニ譬ヘラレタルナリ、然シテ經中ニハ四天王護國品アリテ此經ノ功德ニヨリ災厄毒害ヲ滅シ、怨敵憂患ヲ拂ヒ、常ニ國土ノ安穩ヲ保護スルコトヲ記ス、サレバ我國ニ於テモ古來ヨリ之ヲ仁王經及法華經ト共ニ、護國ノ三典トシテ尊崇シ來レリ、日本書記ニヨレバ、天武天皇八年五月始メテ金光明經ヲ宮中及諸寺ニテ講ジ、持統天皇六年閏五月大水ニヨリ使ヲ遣シテ郡國ヲ巡行シ、京畿ニ詔シテ金光明經ヲ講ゼシメ、同八年五月金光明經百部ヲ諸國ニ分チテ、毎年正月上旬之ヲ讀マシムルノ例ヲ開カレ、文武天皇慶雲二年四月年穀ノ豐饒庶民ノ安寧ヲ期シ給ハシ爲ニ、五大寺ニ金光明經ヲ讀マシメラレシガ、聖武天皇ニ至リテハ非常ニ佛法ニ歸依シ給ヒテ、神龜二年七月僧尼ヲシテ金光明經ヲ讀マシメ、同五年十二月金光明經六十帙ヲ諸國ニ頒チ、國別ニ轉讀セシメテ、國家ノ平安ヲ祈リ給ヒ、天平九年十月金光明最勝王經ヲ大極殿ニ讀マシメ、終ニ天平十三年三月ニハ、天下ノ諸州ニ命ジ七重ノ塔ヲ敬造シテ、金光明最勝王經及妙法蓮華經各十部ヲ寫サシメ、又天皇親シク金字ノ金光明最勝王經ヲ宸書シ塔毎ニ各一部ヲ置カシメラレ、茲ニ金光明四天王護國之寺ノ成立ヲ見ルニ至レリ、即、國分寺是也、今御跋文ニ諸州ニ之ヲ班置シテ聖武ヲ遙望セラル、トアルハ、此芳躅ヲ仰セラレシニテ、此宸翰ヲ拜スレバ既ニ專念佛道ニ入り給ヒシ天皇ノ御覺悟ヲ知り得ルト同時ニ、國家國民ノ爲メニカクマデ御軫念アリシ事、聖慮實ニ仰グ可シ、本書ハモト何レノ地ニ傳リシカ、又猶多ノ他ノ卷ヲモ當時宸書セラレシモノカ定カナラザレドモ、カ、ル貴重ノ宸翰ガ、坊間ニ逸散シ、終ニ古筆家ノ手ニヨリテ一卷ノミ當社ニ奉納セラレテ、今日ニ現存スル事ハ、常ニハ往々歴史的研究ヲ疎外セル古筆家ニ對シテ、功勞ヲ嘉セザル可カラズ、然モソハ又端嚴整肅ナル此御筆致ガ、彼等ヲシテ感佩措ク能ハザラシメシニ因ル

(此宸翰ハ第一卷ノ終ノミナ出シ奉リシニテ、御文中ノ字ハ凡テ近時ノ用字ニ改メタリ、一例トシテ、脩ノ字ハ修ニ同ヅク、對ノ字ハ剛ニ同ヅク)

ラズ、然モソハ又端嚴整肅ナル此御筆致ガ、彼等ヲシテ感佩措ク能ハ  
ザラシメシニ因ル

(此宸翰ハ第一卷ノ終ノミナ出シ奉リシニテ、御文中ノ字ハ凡テ近時ノ用字ニ改メタリ、  
一例トシテ、脩ノ字ハ修ニ同シク、對ノ字ハ剛ニ同シ)

過<sub>レ</sub>善知識、不<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>善心、福報無邊、速當<sub>レ</sub>出離、  
不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>生死之所<sub>レ</sub>纏縛、如是妙行、汝等勤脩。勿  
爲<sub>レ</sub>放逸、

爾時妙幢菩薩、聞<sub>下</sub>佛親說<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>般涅槃<sub>一</sub>及甚深行、  
合掌恭敬、自言、我今始知<sub>下</sub>如來大師不<sub>レ</sub>般涅槃<sub>一</sub>及  
留<sub>レ</sub>舍利<sub>一</sub>普益<sub>中</sub>衆生<sub>上</sub>、身心踊悅、歎<sub>レ</sub>未曾有<sub>一</sub>、說<sub>レ</sub>是  
如來壽量品<sub>一</sub>時、無量無數無邊衆生、皆發<sub>レ</sub>無等等  
阿耨多羅三藐三菩提心<sub>一</sub>時、四如來忽然不<sub>レ</sub>現、妙  
幢菩薩禮<sub>レ</sub>佛足<sub>一</sub>已、從<sub>レ</sub>座而起、還<sub>レ</sub>其本處<sub>一</sub>、

### 金光明最勝王經卷第一

永仁二載 仲冬三五 堅持齋戒 奉寫既訖 願以<sub>レ</sub>經典<sub>一</sub>  
班<sub>レ</sub>置諸州<sub>一</sub>以爲<sub>レ</sub>國鎮<sub>一</sub>以爲<sub>レ</sub>民寶<sub>一</sub>遙慕<sub>レ</sub>聖武<sub>一</sub>深發<sub>レ</sub>大悲<sub>一</sub>  
述<sub>レ</sub>脩祖業<sub>一</sub>撫<sub>レ</sub>育民俗<sub>一</sub>百王福田 百姓歸依 金光以照  
如寶無盡 以<sub>レ</sub>斯功德<sub>一</sub>遍施<sub>レ</sub>一切<sub>一</sub>本有金剛 五智各具

佛子太上天皇御諱



後宇多天皇 御消息 (御法諱入) (横三尺四寸五分) 一通

(洛西花園村御室 仁和寺)

天皇ノ御薙髮アラセラレタルハ、徳治二年七月二十六日ノ事ニシテ、一代要記同日ノ條ニ「御落飾法名金剛性、以前大僧正禪助ニ爲ニ御戒師二年四十一」トアリ、又此宸翰ニヨレバ十一月十九日御受戒ヲ遂ゲサセラルベキ筈ナリシモ、續史愚抄ヲ案ズレバ此日豊明節會アリシノミニテ其事ナシ、翌二十日南都ニ御幸アリテ、二十一日東大寺ニ於テ登壇御受戒アラセラレシコトハ、一代要記、皇年代略記、東寶記等ノ諸書ニ云フ所ニシテ、御受戒前ナレバ、何カト御心ヅカヒノ御有様拜察スルニ堪エタリ、本書ノ御宛ハ禪助前大僧正ニシテ、僧正ハ内大臣源通成ノ子ナルガ、嚮ニ御落飾ノ時戒師ヲ務メ、又徳治三年正月東寺御灌頂ノ勸賞ニヨツテ、牛車宣旨ヲ蒙リ東寺座主トナリ、應長元年五月仁和寺別當ニ補セラレシ事、東寺長者補任及仁和寺諸院家記眞光院ノ條ニ見エタリ、又御書中ノ有助、道意、益守ハ禪助僧正ノ後皆東寺ノ長者トナリシ人ニテ、相助ハ仁和寺諸院家記相應院ノ條ニ「權僧正相助徳治二年十一月十四日補ニ權法務」トアリ、然シテ天皇此禪助僧正ヲ憑マセラレテ御門徒ノ思ヲナサレ終ニ密宗ノ大知識トナリ給ヒシ事ハ、花園院宸記ニモ、「徳治中對前大僧正ニ度ニ秘密灌頂以來、密宗之高徳少ニ比レ肩者、一二品親王、道意僧正以下、受ニ法皇之密灌頂者多矣」ト出タリ

後宇多天皇 御遺告 (横二丈九尺四寸) 一卷

(大覺寺)

後宇多天皇御薙髮後、茲ニ入御アリテ、法親王ノ古迹ヲ再興シ、當寺ノ教法ヲ末代ニ加護シ給ハントノ叡情ニテ、既往ノ創立ヨリ將來ノ掟ニ至ルマデ、具ニ御遺告アラセラレタルモノニテ、本書ヲ親シク拜閱スルニ及ンデ、弘法大師ノ二十五條御遺告ニ其範ヲ取り給ヒシヲ知レリ、大師ノ御遺告第一條ニ、大師ノ生涯ヲ叙セシニ倣ハセラレ、此御遺告ノ第一條ニ於テ、御降誕ノ時ノ奇瑞ヨリ密宗御歸依ノ御深志ニ及ボサレ、詳ニ御練行ノ狀ヲ誌サレタリ、是寔ニ芳躅永ク傳フ可ク、聖慮長ニ仰グベキ貴重ナル御自叙傳ニアラズヤ、以下條ヲ逐ヒ、項ヲ聯子、密宗ノ興隆ヲ企圖セラレ、高祖ノ聖跡ヲ讚嘆セラレ、最後ニ御師範ノ禪助僧正ニ向テ報恩ノ誠ヲ籠メラレ、「抑前大僧正所賜道具、念珠、茶器、坑等一期不ニ散失、遂置ニ影前、後資芳師厚意見ニ此物一如見ニ我顔ニ而已」ト結バレタリ、然モ其間ニ御手印ヲ捺セラル、コト前後八ヶ處ニ及ベリ、然シテ條目二十五條トアルニ二十一條ナル事、及卷中處々御補字ノ跡アル事ハ、御草案ノ儘終ニ御遺告トシテ傳リシ爲ナルベシ

(○ノ處ハ現在常用ノ字ニ改メタリ、拜讀シ易カラシム爲ナリ)

者、一品親王、道意僧正以下、受法皇之密灌  
頂者多矣」ト出タリ

無<sup>シタル</sup>指事候之間、久  
不<sup>レ</sup>申承、積鬱無<sup>レ</sup>  
極候、于<sup>レ</sup>今不<sup>レ</sup>入<sup>二</sup>見  
參候之條、遺恨候、  
於<sup>二</sup>吉田<sup>一</sup>常便宜候しも、  
被<sup>二</sup>思出<sup>一</sup>候、旁不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>  
等閑<sup>一</sup>之由深相存候、法  
體之後、彌成<sup>二</sup>御門  
徒思<sup>一</sup>候、偏憑申候也、  
抑十一月十九日、可<sup>レ</sup>遂<sup>二</sup>受  
戒<sup>一</sup>之由思給候、從僧等  
相催相助、有助法印、  
道意僧都等候、可<sup>レ</sup>參之由、  
殊可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>召仰<sup>一</sup>候、比中子細  
候者、益<sup>レ</sup>守法眼同可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>  
仰下<sup>一</sup>候、法務一人先例候  
而、相助、有助間、可<sup>レ</sup>隨<sup>二</sup>御  
計<sup>一</sup>候也、敬白

德治二年

九月廿日

御法諱

遺告諸弟子等

應<sup>レ</sup>勤<sup>二</sup>護<sup>一</sup>當寺教法後代内外事、貳拾伍箇條狀

竊以、法體常恒、流傳屬<sup>レ</sup>人、幸宿緣相引、得<sup>レ</sup>沐<sup>二</sup>高祖大師  
法流<sup>一</sup>、此地相應建<sup>二</sup>立寺院<sup>一</sup>傳<sup>レ</sup>持法流、仍聊書<sup>レ</sup>條目、以示<sup>二</sup>  
吾後<sup>一</sup>矣、

建<sup>二</sup>立大覺寺<sup>一</sup>傳<sup>レ</sup>流法脉緣起第一

吾生在<sup>二</sup>皇家<sup>一</sup>、二歲備<sup>二</sup>春儲<sup>一</sup>、八歲登<sup>二</sup>大極<sup>一</sup>、而初出珠胎之日、  
虛空現<sup>二</sup>兩部曼荼羅<sup>一</sup>、外祖前左大臣實雄公感<sup>レ</sup>見此事、意以爲  
此兒可<sup>レ</sup>繼<sup>二</sup>皇統<sup>一</sup>之大器也、何感<sup>二</sup>此事<sup>一</sup>乎、若不<sup>レ</sup>遂<sup>二</sup>膺  
籙<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>入<sup>二</sup>佛家<sup>一</sup>之兆乎、竊以憂愕、更不<sup>レ</sup>語<sup>レ</sup>人、然而遂踐<sup>二</sup>  
皇祚<sup>一</sup>、御<sup>二</sup>天下<sup>一</sup>、自<sup>二</sup>幼日<sup>一</sup>歸<sup>二</sup>佛法<sup>一</sup>、童稚之間、列<sup>二</sup>土器<sup>一</sup>、燒<sup>二</sup>折  
敷<sup>一</sup>、摸<sup>二</sup>護摩法<sup>一</sup>、昇<sup>二</sup>高座<sup>一</sup>、擬<sup>二</sup>講論<sup>一</sup>、成人好<sup>レ</sup>學、博涉<sup>二</sup>經史<sup>一</sup>、兼  
學<sup>二</sup>經論<sup>一</sup>、求<sup>二</sup>顯密法<sup>一</sup>、有<sup>二</sup>明師<sup>一</sup>、必問<sup>二</sup>訊之<sup>一</sup>、年十有四、在<sup>二</sup>禁  
內<sup>一</sup>、僧正道實、勝信、相續爲<sup>二</sup>東寺長者<sup>一</sup>、侍<sup>二</sup>夜居<sup>一</sup>、受<sup>二</sup>學<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>十  
八道契印<sup>一</sup>兩部大法、諸尊瑜伽乃至深密印明、無<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>究習、以<sup>二</sup>  
求法志深<sup>一</sup>、冥感有<sup>レ</sup>應也、其外廣澤、小野之法匠、每<sup>レ</sup>爲<sup>二</sup>一阿闍  
梨<sup>一</sup>侍<sup>二</sup>夜居<sup>一</sup>、無<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>習<sup>二</sup>其法流<sup>一</sup>、廣澤、則、奮助、道耀、了  
遍、小野、亦、定濟、覺濟、親玄、嚴家等是也、兼亦慈覺、智  
證諸流護持之輩、皆感<sup>二</sup>其志<sup>一</sup>、敢無<sup>二</sup>秘<sup>一</sup>惜所傳、脫屣之後、隨<sup>二</sup>  
靈淳僧正<sup>一</sup>、受<sup>二</sup>傳法職<sup>一</sup>位、秘奧印明遂傳<sup>二</sup>流法統<sup>一</sup>、抑先年仁和  
寺一品法親王、特感<sup>二</sup>歸法之志<sup>一</sup>、授<sup>二</sup>以法皇正流<sup>一</sup>、遂約<sup>二</sup>寬平法  
帝先跡<sup>一</sup>、將<sup>レ</sup>究<sup>二</sup>秘密源底<sup>一</sup>、而天命有限、徒以<sup>二</sup>早世歸寂<sup>一</sup>、唯授<sup>二</sup>  
十八契印<sup>一</sup>、未<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>兩部大法<sup>一</sup>、前大僧正受<sup>二</sup>其遺命<sup>一</sup>、續傳<sup>二</sup>此正  
流<sup>一</sup>、未<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>落錫<sup>一</sup>之昔、深約<sup>二</sup>僧正<sup>一</sup>、入<sup>二</sup>釋家<sup>一</sup>之時、必以<sup>二</sup>彼  
人<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>師、遂<sup>二</sup>本懷<sup>一</sup>、傳<sup>レ</sup>持法流、而椒房花落、蓮刹雲聳之夕、  
忽入<sup>二</sup>西郊閑地<sup>一</sup>、終列<sup>二</sup>上乘佛子<sup>一</sup>、絳<sup>二</sup>是雖<sup>一</sup>卒爾、已果<sup>二</sup>素懷<sup>一</sup>者  
也、練行積<sup>レ</sup>日、修學送<sup>レ</sup>年、率由<sup>二</sup>惠果行狀<sup>一</sup>、密藏與<sup>二</sup>毗尼<sup>一</sup>  
吞合蓄<sup>二</sup>餘力<sup>一</sup>、暨<sup>二</sup>德治二年春正月廿六日<sup>一</sup>、排<sup>二</sup>東寺灌頂院<sup>一</sup>、  
任<sup>二</sup>延喜嘉躋<sup>一</sup>、屈<sup>二</sup>八十餘僧<sup>一</sup>、受<sup>二</sup>傳法灌頂阿闍梨職<sup>一</sup>、位於前大  
僧正、加行間、於<sup>二</sup>當寺<sup>一</sup>、勵<sup>二</sup>精進力<sup>一</sup>、靈瑞屢示、冥應揭焉、當  
日入壇時剋、地震動、天現<sup>二</sup>光耀<sup>一</sup>、自<sup>レ</sup>爾以降、彌勵<sup>二</sup>修練<sup>一</sup>、  
守<sup>二</sup>高祖遺訓<sup>一</sup>、堅持<sup>二</sup>顯密二戒<sup>一</sup>、至<sup>二</sup>去<sup>一</sup>年、尋<sup>二</sup>先皇基趾高  
祖遺跡<sup>一</sup>、芟<sup>二</sup>葦草萊<sup>一</sup>、再<sup>レ</sup>興<sup>二</sup>當寺<sup>一</sup>、及<sup>二</sup>夏<sup>一</sup>、滿<sup>二</sup>四十歲<sup>一</sup>、蒙<sup>二</sup>前大  
僧正聽許<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>當寺佛母心院<sup>一</sup>、授<sup>二</sup>與傳法灌頂於性圓法親王<sup>一</sup>、  
先行<sup>二</sup>五大尊護摩<sup>一</sup>、各七夕日、彼親王始<sup>二</sup>行百箇日加行<sup>一</sup>、師資  
共祈<sup>二</sup>冥應<sup>一</sup>、得<sup>二</sup>靈夢好相<sup>一</sup>、得<sup>二</sup>遂<sup>一</sup>其大願、既畢、其後、道順、  
實助、相續、

無指事作官人  
不中承法皆在  
極作子今不入見  
尔以、榮也、相以  
書吉回考、使宜、  
法思出、惟、多、百、  
本、周、出、源、相、存、修、法、  
修、之、故、以、成、以、心、  
法、思、修、海、廣、力、使、也、  
林、十、月、十、九、日、之、通、受、  
戒、自、思、法、修、從、信、也、  
和、修、相、助、有、助、法、不、  
道、之、意、修、都、不、化、至、自、  
此、了、後、生、也、以、中、五、  
世、之、意、守、法、眼、目、之、法、  
如、下、修、法、智、又、之、前、  
而、相、助、有、助、了、法、修、  
許、修、也、如、也、



金剛經

遺告諸弟子等

竊以法體常恒流傳屬人幸宿緣相引得沐高  
祖大師法流此地相應達寺院傳持法流仍師者  
餘目以示音後矣

一、達三太覺寺傳法法緣起第一  
吾生在皇家二歲備春備八歲登大極而初出珠  
胎之日空現兩部曼荼羅外祖前左右皆寶雄公  
感見此事不意以為此兒可繼皇統之大器也何感此  
事平若是不逆膺錄可入佛家之兆乎竊以受  
傳更不語人然而逆改皇祚御天下自幻日歸佛  
法重推之開列士流統折收攝護摩法身高在  
擬講論成人好與博涉經史每與經論求顯密  
法有明師必問評之年十有四在禁內僧道  
寶珠信相續當更寺長者侍夜居之學以六  
道解中兩部大法諸身瑜伽乃至海容中明無不  
究習求法志深冥感有應也其外廣博此  
法道每為一阿闍梨侍夜居誓之習其法流應  
澤則齋助道難了通小野之定濟境濟親去  
嚴家等是也魚之慈覺智證諸流諸持之聲  
皆感其志敢無教惜而傳晚展之後隨心應運  
受傳法職任秘奧中明並傳一流法流神光年  
仁和寺一后法親王持感歸法之志授以法皇流  
遂物寬平法帝先並持密秘源感而天會者  
限法一早已歸安唯後十八契中未及兩部  
大法前大僧正受其遺命續傳此法流亦及  
落錫之首深物僧正入釋家之時必以彼人為  
師遂本懷傳持法流而掛房花信蓮到雲  
華之夕忽入西郊園地終列上無佛子律是羅  
辛余已果素懷者也練行積日能學這年  
幸由車果行收密藏于此尼吞合甘苗餘隆  
德治三年春正月廿日 排東寺灌頂院任運善  
嘉濁及十餘僧受傳法灌頂阿闍梨職任於  
前大僧正和行間於當寺勵精進力靈場屢蒙  
應揭焉當日入壇時刻地震動天現光耀自尔  
以降稱勵於練守高祖遺訓堅持顯密戒至  
去 年尋先皇基趾高祖遺訓美草  
萊舞興當寺及夏高 四十歲前大  
僧正飛許於當寺佛母院授以傳法灌頂於  
性圓法親王先行五大尊諸摩各七十日被聖  
仍約百箇日和行以資共祈冥應得香夢  
好相得遂其願既畢且後道順實助相續

後宇多天皇 御諷誦文

(御諱入)

(横二尺一寸一分 竪一尺二寸八分)

一通

(府下宇治郡醍醐村 三寶院)

寶算四十一ノ御時ニテ、御落飾三ヶ月前ノ宸翰也、諷誦ハ經文ヲ諷誦シテ、其功德ニヨリ罪障災厄ヲ拂フヲ目的トスル事勿論ナレド、諷誦持説シテ、法身如來ノ氣息ヲ繼ギ、四辨八音ノ智恵ヲ得テ、正覺ヲ取リ、煩惱ヲ滅スルヲ以テ、其本領トナス、凡、佛事ニ於テハ諷誦願文ノニアリテ、諷誦無キ時願文ヲ委曲ニ書シ、願文無キ時諷誦ヲ委曲ニ書スモノナリ、諷誦ノ三敬白ト稱スルハ、敬白ノ請、本文ノ終ノ敬白施主ノ名ノ下ノ敬白、卽是ニシテ、形式ノ嚴格ナル事コレニヨリテ知ルニ足ルベシ、然レドモ本文ノ終ノ敬白ハ、時トシテ省略セラル、事アリ、諷誦ノ式法ニ就テハ、高聲ニ唱フ可キ事、哀ヲ本トシテ無常ヲ催ス可キ事、諷誦ノ長短ハ施主ノ貴賤ニ依ル可カラザル事等、種々アレドモ、煩ヲ厭ヒ記サズ、猶諷誦文ノ作例ニ就テハ、諷聚文類聚、諷誦願文舊草、朝野群載、麒麟抄、雜事要集、三條中山口傳等ノ諸書ニ見エタレバ參照セラレンコトヲ望ム、德治三年正月二十六日ノ後宇多院御灌頂ノ際ノ御諷誦文ハ、從二位經尹卿清書シ、御諱ノミ宸筆ヲ染メ給ヒシ由、後宇多院御灌頂記ニ見エタレドモ、本書ハ全文宸翰ナリトス

敬白

請ニ諷誦ニ事

三寶衆僧御布施一畏

右爲ニ滅罪生善所レ請

如レ件敬白

德治二年四月十四日太上天皇御諱敬白



敬白

請諷誦事

三寶衆僧御布施裏

右爲滅罪生善所請

如件敬白

德治二年八月廿五日

伏見天皇 讀漢書詩 (山科言繼卿裏書) (横二尺一寸二分 竖九寸八分) 一幅 (建仁寺塔頭 靈洞院)

伏見天皇御能書ノ事ハ、増鏡ニ「むかしの行成大納言にもまさり給へるなど、時の人申しけり云々」ト出タリ、然シテ伏見天皇和歌ニ優レサセ給ヒシコト諸書ニ見ユルモ、詩文ニ就テハ、餘リ世ニ聞エザリシ處也、本書ノ傳來ニ關シテハ、山科言繼卿永祿元年ニ表具ノ裏ニ極メ書ヲナシテ、此伏見院宸筆ハ先皇(後奈良天皇)ヨリ拜領スル所ナリト云ヘリ、然ラバ本書ハ足利時代ノ表装ニシテ宸筆ノ所傳ト相俟チ貴重ノモノト謂フベシ、此漢書ヲ讀ムノ詩ハ、國家興亡ノ跡ニ鑑ミ、君臣ノ常ニ心ニ銘ス可キ條項ヲ指示セラレタル宸翰ニシテ、漢書ハ漢ノ班固ガ撰スル所ニテ、筆ヲ高祖ニ起シ、帝紀ヲ叙スル事十二卷、以テ孝平王莽ノ誅ニ終ヘ、體制ニ史記ノ例ニヨレリ、西漢ノ第八世宣帝ハ、勵世治ヲ圖リ、補佐亦宜シキヲ得テ、國威ヲ輝シタリシカバ、中興ノ英主ト仰ガレキ、然ルニ第九世元帝立ツニ至テ、其初年ニハ蕭望元、周堪、劉向ノ良吏輔佐セシモ、後、宦者石顯信任セラレ、政大ニ亂レシカバ、劉向上書シテ邪佞ヲ遠ケンコトヲ請ヘリ、然ルニ帝之ヲ知レドモ、彼ヲ退ク能ハズ、優柔不斷ニシテ先帝ノ盛業遂ニ衰ヘ、嘗テ師傳タリシ蕭望之ハ、弘恭、石顯ノ犠牲トナリテ、鳩ヲ飲ミテ自殺シ、魏郡ノ大守タリシ京房ハ、封事ヲ上リ、災異ヲ言フニ因リ斬殺セラレヌ、第十世成帝立ツニ至テ、石顯ハ官ヲ免ゼラレタレドモ、王太后ノ族、王鳳登用セラレテ、後ニ王莽ノ横暴ヲ生ゼシムルニ至レリ、本書中ニ「蕭京輩」トアルハ、蕭望之、京房ノ兩人ニシテ、「元成紀」ハ元帝成帝ノ兩紀ナリ、又字句ニツキテ、「同夜」ハ佩文韻府ノ「情以物遷、辭以情發、一葉且或迎、意虫聲有足引心、况清風與明月同夜、白日與春林共朝哉」ト同ジク、霜來テ其夜ニ草木萎ム意ナリ、「等夷」ハ無差別平等ノ意、「優游不斷」ハ元帝紀ノ終ノ句「上牽制文義、優游不斷」ヨリ出シニテ、決斷ナキ貌ナリ、御表具裏ノ極書ニ「特進藤言繼」トアル特進ハ、正二位ノ唐名ニシテ、藤ハ藤原ノ略書山科家ノ氏ナリ

ナリ 繼「トアル特進ハ、正二位ノ唐名ニシテ、藤ハ藤原ノ略書山科家ノ氏

讀漢書詩

霜來同夜萎草木

既區別榮枯那等夷

茫茫天地意

無乃太無私

小人與君子

用置各有宜

奈何西漢末

忠邪並信之

不然盡信忠

早絕邪臣窺

不然盡倚邪

早使忠臣知

優游兩不斷

盛業日已衰

痛矣蕭京輩

終命陷禍機

每讀元成紀

憤々令人悲

寄言爲國者

不得學天時

言爲臣者

可以鑒於斯

伏見院宸筆自先皇令拜領者也、裏之續目

御判、後小松院被<sub>レ</sub>封之、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>秘藏<sub>一</sub>者也

永祿元年卯月上旬

特進藤言繼印

Handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.

讀漢書詩

霜來同夜著草木  
况至別榮枯那等  
喪德：天地志亦乃  
大無私小人  
道名之志之奈何而  
未思非並信之不然  
畫信也子始非至親  
况始也海非不使也  
臣知位游數之乃也  
業日之衰痛美蘭京  
畢終命論福機每讀  
元成紀憤之也人  
云為國未之得學天  
時言為重去之可以  
松

伏見院宸筆自是皇全...  
御製...  
...



後伏見天皇 御立願文

(横一尺七寸三分 縦一尺八寸六分)

一通

(三三 寶院)

本書中ニ見エタル廣義門院ハ、後伏見上皇ノ妃ニシテ、左大臣公衡公ノ長女ナルガ、其選バレテ宮中ニ入リシハ、徳治元年四月、年十五ノ時ニシテ、間モナク延慶二年正月、從三位ニ叙セラレ、三宮ニ准ゼラレ院號ヲ定メラレタリ、カクテ應長元年二月、御産ノ時ハ、豫メ、其前年ノ十月二十三日御着帶ノ儀アリテ、同二十九日、二十二社及熊野、新熊野新日吉社、西園寺惣社、並ニ東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺、東寺西大寺等其外多クノ諸寺ニ御産ノ御祈アリシコト、又其次年御産ノ前ニハ屢々佛道ノ御祈ヲ始メラレシ事、心日御記ニ見エ、春日祭ニ十列ノ御差遣アリシコト園太曆ニ見エタリ、然シテ此時ノ御誕生ハ皇女ナリキ、續テ正和元年冬又々御懐胎アリシカバ、翌年二月御着帶ノ儀アリテ三月九日ニハ春日社ニ向テ御平産ヲ祈リ給ヒタルコト、此宸翰ニテ知ラレタリ、七月以前ニ御料所ヲ寄附シ給ハントハ、二月御着帶ニテ七月ニハ御産アルベキ御推量ニヨリテ也、然レドモ、此間ニ於テ最注意ス可キハ、去年ノ八月ヨリ春日ノ神木入洛シテ容易ニ歸座セズ、今年ノ八月ニ至リテ漸、歸座セシ事ナリ、カ、レバ朝廷ノ儀式多ク行ハレズ、春日祭モ行ハル、ニヨシナシ、御産ノ期漸、近クニ從ヒ、六月ニ門院、權大言一條内經ノ第二幸シテ御産所トナシ、御産御祈ノ爲メニ同日五壇法ヲ、七月金剛童子法ノ大法ヲ、此第二於テ行ハレ、七月九日ニ至リ恙ナク皇子ノ御降誕ヲ見タリ、即、量仁親王ニシテ、後年ノ光嚴天皇也、カクテ上皇、皇子ヲ寵愛シ給フ事其度ヲ越エ給ヒ、皇子ノ爲ニ、諸社寺ニ立坊及踐祚ヲ祈願セラレ、又屢々鎌倉幕府ニ對シテ御懇諭アセラレタリ、此御産ノ正和二年ハ後伏見上皇寶算二十六ニシテ、廣義門院二十二ノ御時ナリ

御願書 正和二年三月九日(御包紙)

春日社立願事

右今年重厄無<sub>レ</sub>爲無<sub>レ</sub>事、

且所願爲<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>、且爲<sub>二</sub>廣義

門院御産平<sub>一</sub>安、來七月

以前令<sub>レ</sub>寄<sub>二</sub>附料所<sub>一</sub>、致<sub>二</sub>其

勤、殊可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>增<sub>二</sub>神威<sub>一</sub>、仍起

願如<sub>レ</sub>件

正和二年三月九日太上天皇 敬白

沙龍書

嘉二年三月

春日社立願事

右今年皇厄無為之事  
且願為無相違上為廣義  
門院津產年安來七月  
以前令宗所新而致其  
勤味了奉增神威の起  
願如件

正和二年三月廿六日

上皇

後伏見天皇 御讓進文

(横一尺六寸八分 竪一尺一寸三分)

一通

(三) 寶院

長講堂以下所々ノ御領地ハ、持明院派天皇ノ最、重セラレシ處ナレドモ、天皇此頃御病胃ニテ性懶ヲ覺エ給ヒシカバ、悉皆ノ御傳承地ヲ皇弟タル花園天皇ニ讓リ給ハント也、然レドモコレハ表面ノ御辭柄ニ過ギズ、實ハ皇子ノ量仁親王ヲ皇太子ニ立テ給ハンガ爲ニ、花園天皇ニ御領地ヲ讓進セラレ以テ花園天皇ノ御血統ヨリ建儲ノ事ナカラント御企圖セラレタル也、然レドモ花園天皇モ亦此意ヲ知り給ヒ終ニ固辭シ給ヒシ由、花園院宸記元亨三年四月九日ノ條ニ見エタリ、即、「此日以ニ右大將ニ給御書、是長講堂領并播磨國以下御領悉可ニ管領云々、此事去年春頃有ニ仰旨、而兩三度固辭之間被閣了、而自去月頃直有ニ仰猶固辭而猶可有ニ沙汰之由有ニ仰、遂今以ニ右大將所被ニ仰下也、凡強雖レ不可ニ遁避、非器之上旁有ニ所思、仍去年所固辭也、今又同前、仍以ニ大將四五度申ニ子細之處、已治定於冥慮、又有ニ被決之子細、旁不可及ニ子細之由有ニ仰、然而遂不申領狀、可有ニ御案ニ歟之由申之、及レ晚大將退出、於ニ永福門院御方ニ猶申ニ子細、而又直及ニ種々仰、仍怒以可ニ領狀之由申入之、雖レ然、猶有ニ所思、不申ニ院御方御返事也」トアリテ、當時ノ御狀コレニテヨク拜察セララルヲ得、本書中ニ目六トアルハ目錄ノ事ニシテ、當時ノ略書ナリ、又嫡孫トアルハ、花園天皇ハ後伏見天皇ノ皇弟ナレド御子トナリ、量仁親王ハ後伏見天皇ノ皇子ナレド、花園天皇ノ御子トナリテ、持明院派天皇ノ御系統ヲ繼ギ給ヒタルヲ以テ也



長講堂播磨國以下管領所々、

目六有別讓進之、自今以後、偏可

有沙汰、於長講堂事者、後深草院

先院御一期之間、有御管領、然而

愚老病胃性懶、追日不堪執務、

仍自當時所申付也、殊致寺院之興

隆、可被專先皇之追修者也、抑愚老

管領所々任先院被仰置之旨、始終悉可

被讓不明量仁親王、於嫡孫、可爲領主之器

故也、努々不可有相違之狀如件

元亨三年四月九日

今海軍持廣國而下  
日六 議進之 人々後伯了  
七 海軍が海軍事務を 海軍  
八 海軍の一期の間 海軍事務  
九 海軍事務の停止 海軍事務  
十 海軍事務の停止 海軍事務  
十一 海軍事務の停止 海軍事務  
十二 海軍事務の停止 海軍事務  
十三 海軍事務の停止 海軍事務  
十四 海軍事務の停止 海軍事務  
十五 海軍事務の停止 海軍事務  
十六 海軍事務の停止 海軍事務  
十七 海軍事務の停止 海軍事務  
十八 海軍事務の停止 海軍事務  
十九 海軍事務の停止 海軍事務  
二十 海軍事務の停止 海軍事務

後伏見天皇 伏見天皇御製集 紙背 古文書 一卷

(横二丈三尺六寸 竖一尺〇二分) (京都帝室博物館)

伏見天皇ノ御歌集ヲバ皇子タル此天皇ノ宸書セラル、所ニシテ、雜部百四十一首ヲ載セラレタリ、伏見天皇ノ御製集ハ從來續群書類從ニ收メラレタル伏見院御百首ノ外二三ノ御製集傳ヘラレタレド、斯ノ如キ多數ノ御製ノ然カモ宸筆ニヨツテ傳ハルコト誠ニ貴重ノ御事ナリ、紙背ハ當時ノ文書ニシテ、種々ノモノアレド、茲ニ延慶二年ノモノヲ出セリ、本書ガ伏見天皇ノ御製集ナル事ノ證ハ、玉葉集ノ伏見院御製、本卷中ニ交リアレバナリ

貴 賤

たまの臺しばのかこひは異れど  
身を宿すかたの何か變れる

夢うつゝ

さめぬまの迷ひのうちの心にて  
夢現とも何かわくべき

寄日神祇

春の日の光やはらぐ三笠山  
恵洽きかげもたのもし

寄花無常

人の世は明日の夜のままたのまれぬ  
彌生の花に嵐待つ頃

夕

別れつる梢のいろをしこめて  
ひとつにくるゝ山陰の庭

花下懷舊

後伏見天皇 伏見天皇御製集 紙背 假字曆 一卷

(横二丈九尺九寸三分 竖九寸八分) (京都帝室博物館)

此御歌モ伏見天皇ノ御製ナルヲ後伏見天皇宸翰ヲ染メサセラレタリ、專、秋ノ御歌ニシテ約二百首アリ、紙背ハ、嘉元三年度ノ假字曆(假字曆トハ日々吉凶ヲ曆道及陰陽道ニテ勘進シタル彼漢文ノ具注曆ヲ和譯シタルモノナリ)ニテ、正月ヨリ十二月マデ存スルヲ茲ニ一部分ノミ出セリ、本書ニ斯克抹殺ヲナシ給ヘルハ御父帝ノ御詠草ヲ後年ニ至リテ順序ニ御整理アソハサレシモノナルベシ、又本卷中ニ於テ玉葉集ニ出タル伏見院ノ御製ナル曉月ノ御歌「あけぬるかわけぬる云々」(宸翰ニテハ初句「あ」見エ然カモンレニ玉葉ト冠注ヲ施シ給ヒタレバ)伏見天皇ノ御製集ヲ整理シ給ヒシコト明ケシ

月

みぬさかひ知らぬ野山をしなべて  
おなじ光の月はすむらん  
よもすがら眺むる月にわが涙

秋 櫺

ふりそむる外山ばかりの夕時雨  
まづ秋いそぐはじの一本  
燈火のぬれぬ影さへしめるなり

秋 葛

夕しもの岡の葛葉の色見ても  
恨みて悲し中ぞ悲しき

秋歌中に

秋よ今残りの哀をかしてや  
雲と風との夕暮の時

秋風の音せぬ庭の夕ぐれに

桐の枯葉ぞ我と落つなる  
霜に枯れ嵐に落ちてとゞまらぬ  
草木の色の秋ぞ悲しき

七夕衣

七夕のいははた衣今日ぞ織る  
戀や恨をたてぬきにして

夕 月

夕暮に山の端高くなる月は  
なかぞらよりや影は添ふべき



後伏見天皇 伏見天皇御製集

(後水尾天皇御奥書) (横一丈九尺三寸三分) 一卷

(市内 本願寺派本願寺)

伏見天皇ノ御歌ヲ後伏見天皇ノ寫サセ給ヒシモノナリ、伏見天皇歌道ノ巨匠ニテオハシマシ新後撰、玉葉續後拾、風雅、新千載、新拾遺、新後拾遺、新續古今等ノ勅撰集ニ御製數多見ユルニツケテモ拜察シ得ベク、後伏見天皇ノ御能書ナリシハ、前ノ宸翰及本書ノ達暢ヲ極メサセ給フニヨリテ伺ヒ得ベシ、然シテ本書ニハ後水尾天皇ノ御奥書ヲ存シ(此御奥書ニ就テハ飛鳥井)、實ニ貴重ナルコト論ナシ、然レドモ此御製ヲバ、正安(後伏見天皇)帝御詠草トセラルベキ事如何ナルベキ歟ト思惟シ奉レリ、此事ニ關シテハ、近刊ノ列聖全集(同集ニハ四季ノ御製全部アルモ、本書ハ春ノ御歌九十九首及詩一句ノミニテ茲ニハ其始ニ)モ、亦後伏見天皇御製トセラレタリ(伏見天皇御製集タル證トシテ、列聖全集ニ正安三年ノ春詠ミ給ヒシ「われのみぞ時うしなへる山かげ」ノ御歌ヲ、此年讓位シ給ヘル後伏見天皇ノ御製トシテフサハシカルベキカトセラレタレド、後伏見天皇當時十四歳ノ御幼主ニテ、斯ノ如キ御製アルハ却テ如何アルベキ、増鏡ヲ案ズレバ、伏見天皇此時院政ヲ離レサセ、世ノ中オホサマシクオホサレテ、伏見殿ニ籠リ給ハントノ御意アリシホドナレバ、伏見天皇)サレド本書ハ京都博物館ノ宸翰ト同種ナル事ハ御筆蹟並ニ御書入ヨク類似シ、又嚮ノ紙背古文書ノ御製トハ關聯シ、彼此重複ノ御歌ヲサヘ拜シ得ラル、也、茲ニ見エタル 參籠石清水ニ之時當座十首歌ハ、紙背古文書ノ部ニハ延慶三年正月石清水參籠ノ御當座和歌トセラレ、其中ノ一首ヲアゲラレタリ、今延慶三年十月ノ八幡御幸記ヲ拜閱スレバ去年及此年ノ正月ニハ伏見後伏見兩上皇御參籠ナルモ、春雪ノ御製「春のみ雪(又御幸ノ意)も四代を重ねぬ」ハ後伏見天皇トシテハ御意違ヘリ、ソハ當時每春、院ノ恒例トシテ行ハレタル八幡御參籠ハ(續史愚抄應長元年正月二十七日ノ條參照)百練抄、増鏡、一代要記、歷代編年集成等ニヨレバ後嵯峨上皇ガ「椿葉ノ影再改」ノ吉夢ニヨリ脱履後屢々當社御參籠アリシニ起因シ、後深草天皇、龜山天皇、後宇多天皇、伏見天皇、後伏見天皇マデ代々行ハレ來リタリ、故ニ後嵯峨天皇ヨリ伏見天皇ノ御先代後宇多天皇マデハ其事四代ナレバ、伏見天皇ノ御製歟ト思ヒ奉レル也、又霞ノ御製「たちかへりふたとせわけぬ」ハ、延慶二年始メテ御幸アリテ延慶三年ニ及ビ二年ツツケラレタル後伏見天皇トシテハ(延慶三年八幡御幸記參照)、「たちかへり」ノ御意通セズ、コレハ以前ニモ時々御幸アリシ伏見天皇ガ、此二年又ツツケ給ヒシニツケテノ御懷舊ナルベシ

持明院に移り居侍し頃

五色を四季にわたして當座をよみ侍

夏

かげしげき軒端の木する色くれて

しに青春

思ヒ奉レル也。又霞ノ御製「たちかへりふたとせわけぬ」ハ、延慶二年始メテ御幸アリテ延慶三年ニ及ビ二年ツケラレタル後伏見天皇トシテハ（延慶三年八幡）、「たちかへり」ノ御意通セズ、コレハ以前ニモ時々御幸アリシ伏見天皇ガ、此二年又ツケ給ヒシニツケテノ御懷舊ナルベシ

持明院に移り居侍し頃

夏 かげしげき軒端の木ずる色くれて  
都ともなき風の音かな  
夏 雨のくれ入相の聲もしづめるは  
ながめの末に雲や重なる  
夏 やごしめて今こそ更に住みそむれ  
ふりにしあとの庭の池水  
夏 夏深きみぎはの木立物ふりて  
池にのぞめるかげぞ涼しき  
夏 みどりなる木の下しげに露見みわて  
ゆふべの雨の色ぞ涼しき  
夏 ふりすさむゆふべの池の雨のうち  
なくや蛙の聲ぞそひゆく

春

昨日けふはるとや空の霞むらん  
物おもふ身は時もしらぬを  
歳中立春  
としをこめて春は來ぬなり今やはも  
世もやはらげる時にしならん

勸

陌上暮煙籠柳眼 庭前春雨發花脣

參籠石清水之時當座十首歌

早春

此春は氷と共にいはし水  
神の心もまづとけつらん

霞

たちかへりふたとせわけぬ八幡山  
霞隔だてし峰のかよひ路

鶯

おのが時いたれる春のしるしとて  
鳩の峰にも鶯ぞなく

春雪

神がきやほぎてふりぬるあとなれば  
春のみゆきも四代を重ねぬ

梅

なつかしき神のみかきのあたりしも  
かほり異なる梅が香ぞする

五色を四季にわたして當座をよみ侍しに青春

つねよりもにはの柳の淺緑  
ぬれて色添ふ春雨のそら  
黄 春  
散りはてし櫻にかはる山ぶきは  
あらぬ色こそなさけなりけれ  
赤 春  
ときにあふ彌生の園の桃の花  
今日折りわたる色に咲く也  
白 春  
思ふかな我もながめのはなふりぬ  
花はましての宿の昔を  
黒 春  
つれてわたる霞の空の夕がらす  
すごき眺めは今にぞありける

暮春

春深き池のみぎはの草の中に  
おのれさかりと見ゆる山吹  
をくれさく花もあれどもなべて世は  
青葉ぞ時の色になりぬる

遠樹

雨になるながめの末にきわはてぬ  
霞の下の木々の一村

霞

かすみのみいつも變らぬ色にあれや  
草木は春の末も見ゆるを

此一卷正安宸筆、殊

御詠草也、尤二難并

者歟



花園天皇 御消息 (御華押入) (横三尺一寸四分) (竖一尺) 一幅

(大 覺 寺)

花園天皇ハ妙心寺ヲ開創シテ、茲ニ其御晩年ヲ送り給ヒシガ故ニ、同寺ニハ天皇ノ宸翰トシテ貞和二年ノ「往年在先師大燈國師所ニ云々」ノ勅書ノ外數通存シ、又大德寺ニモ建武四年ノ「大德禪寺者特稟曹溪之正脉云々」ノ宸翰ヲ傳フ、皆稀世ノ法寶ナリ、然レドモ皆世ニ喧傳スル所ナレバ茲ニ誌シ奉ラズ、天皇ガ佛教ニ於ケル御修行ハ當初禪門ニアラズシテ御幼年ノ時既ニ天台眞言ノ教法ヲ問ハセ給ヒ、即位ノ後、一山伏ノ俊幸ヲ召シテ、玉體ヲ加持セシメ給ヒシコトスラアリキ、然シテ又仁和、醍醐、延暦、園城等ノ諸寺ノ高僧ヲ屢々宮中ニ招キ給ヒ、文保元年九月ニハ眞言宗ノ寛性法親王ヨリ十八道並ニ金剛界灌頂ヲ受ケラレテ御練行アリキ、本書ノ宸翰ニハ宛名ヲ缺ギ給フモ兩堂道具云々ノ事アレバ、密法御歸依時代ノ宸翰ナル事明ケシ、然モ嘗テハ眞言ノ法驗末代マデモ信ズベシナド仰セラレシ事アリト雖ドモ、實際ニ、其御修行ノ難キヲ嘆セラレテ、淨土ノ念佛ニ御意ヲ移サレシ事モアリ、カクテ禪法ヲ其後知り給ヒテ、非常ニ歡喜セラレ、元應元亨ノ頃ヨリ專、禪道ニ御心ヲ傾ケ給ヒシ由、委シク花園院宸記ニ見エタリ、因ニ記ス本書ノ御筆致ガ次ノ長福寺所藏送行ノ御文ト一見同ジカラザル如キハ、特ニ此宸翰ガ其雄麗ヲ極メサセラレタルニヨルモノニテ、伏見宮家御所藏ノ宸記ニ徵スルモ、斯ノ如キ處々御筆法ノ變化ヲ拜察スルコトヲ得

兩道道具事、尋申入之處、其後も尙可レ令ニ回答ニ之由、重被レ仰了、能々嚴密之回答由、奉行申され候也、定不可レ及ニ闕如ニ候歟、事々來臨之時可レ申候、謹言

七月廿五日

御 華 押



五世之道具  
奉為大  
夏之及之  
了之向者  
年之法  
者者之  
中者之  
國如之  
之  
之

(一八)

花園天皇 御額字

(横一尺一寸二分 竖四尺一寸八分)

一幅

(洛西梅津村 長福寺)

額字傳授ハ實ニ書道ノ奧秘ニシテ、書道訓ニモ、「額字傳授トイフハ、弘法大師韓方明ヨリ傳ヘ給ヒシ入木道ノ大秘事ニシテ、朝家ノ御用第一ノ品也」ト兔モ角モ記サレ、我國往古ヨリ書法中額字傳ヲ得ルヲ以テ最モ難シトシ、中御門宣胤卿記ニモ、「額ハ七ヶ條ノ中ニテ傳授セズシテ書候ヘバ天罰ヲ蒙ル云々」ト見エタリ、天皇ニシテ額字傳ヲ體得シ給ヒシハ、中古ニ於テ花園天皇、近代ニ於テ後陽成天皇トス、此兩帝ニ續キ、後柏原、後奈良、後水尾、後西院、ノ四帝モ亦、斯道ノ優者ニテオハシキ、然シテ長福寺ニハ筆札ノ巧妙ヲ極メサセラレタルモノ此宸翰ノ外ニ猶數幅アリ、洵ニ貴重ノ御事ト云フ可シ  
本書ノ字畫中ニ悉ク細線アルハ、額字ノ肉ヲ之ニ附シ給ハントテ最初ノ骨格ヲ試ミ給ヒシモノニテ、太字モ共ニ天皇ノ宸書也

「長福禪寺」

(一九)

花園天皇 送行之御文

(横一尺七寸四分 竖一尺〇二分)

一幅

(長福寺)

長福寺開山道皎ハ、月林ト號シ、久我中納言具房卿ノ子也、十六歲薙髮シテ建長寺ノ高峯日和尙ニ參ジ、其歿後大燈國師ノ門ニ入り、端ナクモ師ノ道風、花園上皇ノ叡聞ニ達シ、屢々參内シテ心要ヲ開陳シタリシガ元亨ノ初年海ヲ渡テ西シ、元ニ行キ古林和尙ノ室ニ入り、元徳二年歸朝スルニ及ンデ當寺ヲ開創セリ、茲ニ於テ上皇益々崇信シ師ニツキテ專、己事ヲ究明シ給ヘリ、此宸翰ハ乃、師ガ渡海ノ際ニ慇懃ノ御情ヲ籠メ給ヒシモノニテ、當寺ニ現存セル臨幸ノ宸翰ト相並ンデ師ガ高風ヲ長ニ御物語アラセル、ニ似タリ、師ノ國師號ハ當時終ニ御事情ノ爲、果サズ、延文二年ニ至リテ、後光嚴天皇、普光大幢國師ヲ勅諡シ給ヘリ

昨夜受業之儀感悅無極、縱雖隔萬里波濤、同風之旨何有遠近、義同國師、後日必可有其號、當時非自專、尤以遺恨、併期再會之時者也

昨夜受業之儀感悅無極。縱雖隔萬里波濤、同風之旨何有遠近、  
義同國師、後日必可有其號、當時非自專、尤以遺恨、併期再  
會之時者也。

# 長福禪表

昨夜受業之儀

感悅無極

縱雖隔萬里

波濤、同風

之旨何有遠近

義同國師、後日必可有其號

當時非自專、尤以遺恨、併期再會

名也

後醍醐天皇 勅書

(國寶)

(横二尺八寸八分 竖一尺四寸八分)

一幅

(洛北紫野 大德寺)

天皇ノ宸翰ニシテ世ニ知ラレシモノ、出雲ノ鱒淵寺、紀伊ノ高野山、又府下ノ曼殊院、東寺、鹿王院、三寶院等ニアリト雖モ、御書蹟ノ優越ナル點ニ於テ、本書ノ右ニ出ルモノナク、本書ヲ拜瞻スレバ、堂々タル御筆法ニ、覺エズ其英主タル事ヲ感得シ奉ルヲ得ベシ、故ニ此宸翰ヲバ大德寺ニ於テモ古來ヨリ無比ノ法寶トシテ重視シ、妄ニ凡眼ニ觸レシメズ、嘗テ近衛家熙公本書ノ雄偉ヲ讚嘆シ、花園天皇ノ宸翰ト共ニ親シク之ヲ模寫シテ寄進シ、毎年ノ開山忌ニモソヲ掲ゲテ本書ヲ出サズ、又秋季ノ曝涼ニモ堅ク秘シテ出サザリシ故ニ、末寺ノ住僧及ビ一般ノ史家モ之レガ原書ヲ更ニ拜見シタル事ナシト云ヘリ、大德寺ノ開山妙超ハ字ヲ宗峯ト云ヒ、播磨ノ人ナリ、大應國師ノ門ニ入りテ深ク省悟シ、德望甚高ク、初、花園天皇御歸依ヲ得テ大燈國師ノ號ヲ賜ヒ、後又後醍醐天皇ノ寵信ヲ蒙リ興禪大燈國師ノ號ヲ得タリ、本書ハ元弘三年六月五日、後醍醐天皇伯耆國ヨリ京師ニ還幸シ、其後間モナク夢寢忘レ給ハザリシ大燈國師ニ對シテ降シ給ヒシ優詔ニシテ、天皇ノ寶算四十六ノ御時ニ當セリ、猶大德寺ノ創立及開山傳記ニ就テハ龍寶山大德寺誌、大燈國師行狀、大燈國師年譜、延寶傳燈錄、本朝高僧傳、墨跡祖師傳等ノ書ニ委シク見エテ、從來人ノヨク知ル所ナレバ茲ニ詳述セズ

大德禪寺者宜レ爲ニ本朝無雙之禪苑、安棲千衆令レ祝ニ萬年、門弟相逐不レ許ニ他門住、不ニ是偏狹之情、爲レ重ニ法流、殊染ニ宸翰、貽ニ言於龍華一耳

元弘三年八月廿四日

宗峯國師禪室

大德禪寺者宜

大德禪寺者直  
為本朝無雙之  
禪苑安棲千衆  
今祝萬年門事  
相讓不行地門不  
是偏狹之情為重  
法流殊深庶幾  
胎言也絕華下

元弘三年月嘗

宗崇國師禪室

後醍醐天皇 佛舍利御保護文

(御華押入)  
(國寶)

(横三尺三寸五分  
一尺一寸二分五厘)

一卷

(洛南九條 教王護國寺)

東寺ノ佛舍利ハ御請來錄ニ「佛舍利八十粒就中金色舍利一粒、右八種物等、本是金剛智阿闍梨從南天竺持來、轉付大廣智阿闍梨、廣智三藏又轉與青龍阿闍梨、青龍和尚又轉賜空海、斯乃傳法之印信、萬生之歸依者也云々」ト見エ、東寶記ノ説ク所ニヨレバ、此佛舍利八十粒ハ天曆天祿ノ聖世ニハ、四千八百粒ニ増加シ、甲乙二壺ニ分配シ、又天下豐饒ナレバ分布倍增シ、國土衰危ナレバ粒數減少シ、甲乙互ニ増減ヲ示ストナリ、サレバコノ奇瑞アル舍利ハ代々傳法印信トシテ深ク敬重セラレ安ニ他散スルコトナカリシニ、當時衆庶其靈驗ヲ蒙ラントシテ、連々競望シ、卒爾ニ奉請スルニ至リシカバ、終ニハ壺中甚シク其數ヲ減少シ、此御教誠トナリタルモノ也

佛舍利事

右國家鎮護之本尊、朝廷安全之秘術、無如<sub>レ</sub>此靈寶、男女緇素、輒被<sub>レ</sub>免奉請之間、壺中漸減<sub>二</sub>其數<sub>一</sub>、太以背<sub>二</sub>大師之冥慮<sub>一</sub>、向後固可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>制禁<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>利益之大願<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>奉請<sub>一</sub>、不可<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>三粒<sub>一</sub>、非<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>而得<sub>二</sub>此寶<sub>一</sub>之條、不<sub>レ</sub>異<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>赤子持<sub>二</sub>靈劔<sub>一</sub>者歟可慎々々、努々、

元弘三年九月廿二日

御華押

佛舍利事

佛舍利

右國家銘權之本  
尊胡廷安今之  
祿洲無如興靈寶  
男女福壽無不  
奉清之乃靈中漸  
減之數夫以有大所  
真魚向後固不可  
慧有利益之大願  
之奉清石之過三粒  
此主人之得大寶  
榮不愛之赤子持  
靈殿者欲之慎  
也

元正三年九月廿百

後醍醐天皇 御消息

(御諱入)  
後宇多天皇御加筆

(横一尺八寸六分五厘  
竪一尺〇九分)

一幅

(洛西下嵯峨村)

(鹿王院)

本書中ニ見エタル御加點及黑色ノ淡キ方(茲ニ細字ヲ以テ拜  
寫スルモノ是也)ハ、御父帝タ  
ル後宇多法皇ノ宸翰ニシテ御返事也、文保二年二月、後醍醐天皇受禪  
セラレ、三月十日法皇文殿始アリテ、同月二十九日新帝即位ノ式アリ  
此事ニツキ増鏡ニ「文保二年二月二十六日御門(花園天皇)おりゐさせ  
給ふ、春宮(後醍醐天皇)は既に三十にみたせ給へば待遠なりつるに、  
めだくおぼさるべし、法皇(後宇多天皇)都に出でさせ給ひて、世の  
中しろしめさる」ト出タリ、後醍醐天皇ノ英斷ナル、茲ニ御父帝ノ御  
輔導ニテ此初年ヨリ政務ノ改革ヲ企テ給ハント御意ナリシモノノ如シ  
本書ニ除目トアルハ、同年十二月二十七日ノ叙目事ニシテ、續史愚抄  
ノ誌ス所ニヨレバ、「二十七日被<sub>レ</sub>始京官除目、執筆左大臣、二十八日  
除目竟、入眼、二十九日追儼有<sub>二</sub>除目、此日關白(道平前  
左大臣)上表、罷<sub>二</sub>職氏長  
者等、内大臣(内經左  
大將)有<sub>レ</sub>關白氏長者内覽牛車及可<sub>レ</sub>列<sub>二</sub>太政大臣<sub>一</sub>等宣下、  
有<sub>二</sub>内侍所御神樂<sub>一</sub>云々」トアレド、公卿補任ニヨレバ「藤道平十二月  
六日内々辭<sub>二</sub>申關白<sub>一</sub>云々、但關東左右到來間、猶可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>關白<sub>一</sub>之由被<sub>二</sub>  
仰下、同十九日止<sub>レ</sub>之」トアレバ、關白ノ交替ハ幕府ノ意ニアラザリシ  
モノ、如ク、道平又豫メ帝ノ御意ヲ知リテ辭職セルモノ、如シ、サレ  
バ廷臣幕府ノ鼻息ヲ伺フテ關白拜禮ニ扈從ノ公卿ヲ缺グニ至リ、天皇  
爲<sub>二</sub>大宮大納言タル西園寺季衡卿<sub>一</sub>ニ出仕ヲ仰セ試ミント欲シ、法皇ニ  
尋子給ヘバ、法皇此書ヲ得テ大ニ驚キ給ヒ、直ニ藏人頭修理大夫ナル  
正親町三條公明朝臣ヲ召サントセラレシモ、此人終ニ來ラザレバ尋子  
仰スベキ人ヲハ頻ニ物色セラレ、漸、翌正月一日(十二月  
小ナリ)關白ノ拜禮ヲ  
見ルニ至レリ、當時廷臣ノ多ク幕府ノ積威ニ屈伏シテ、朝命ヲ顧ミザ  
リシ狀、實ニ慷慨ノ極ト謂フベシ、除目トハ故官ヲ除去シテ新官ニ就  
キ目錄ヲ記スル意ニシテ、官職難儀ニ「縣召除目ト申は(中略)是を春  
の除目とも外官除目とも申、此除目に外國を本として内官をも任ずる  
也(中略)、京官除目は秋行也(中略)、延引すれば冬行ふたる例多く侍  
り、此除目を内官除目とも司召除目とも申也、是は内官を本として外  
國をも任ず也」ニ出タリ、然シテ此宸翰ノ御意ニヨレバ、此度ノ京官  
除目ニ當リテ、外官タル關東ノ任人ノミヲ任ジタマヒタル也、又關白  
ノ拜禮ニ扈從ス可キモノハ、攝家ノ禮式ヲ司ル家禮ノ役務ニシテ西園  
寺及正親町三條ハ共ニ一條家ノ家禮タリシ也



隨目ニ當リテ、外官タル關東ノ任人ノミテ任シタマヒタル也、又關白ノ拜禮ニ扈從ス可キモノハ、攝家ノ禮式ヲ司ル家禮ノ役務ニシテ西園寺及正親町三條ハ共ニ一條家ノ家禮タリシ也

(3) 其外

(4) 誰人

(5) 候覽

(1) 以外候

(2) 關白拜禮無ニ領狀之仁

(2) 不參、追仰候半歟、可ニ尋仰合

(五) 別欲仰

試候

(三) 間、明日出任斟酌之由

(六) 然而不定

(七) 事候歟

(四) 令申候、以外候、大宮大納言、

相構罷向へく候如何

(八) 何様可候哉

加點了、無爲候哉

(二) 除目折紙進

覽之候、關東任人

許リ任之候也、兼又

加點了、書ニ加之候也

僧官所望之輩、

追テ到來、注進之

候、恐惶謹言

十二月二十九日

御諱



光嚴天皇 御消息

(御華押入)

(横三尺一寸七分 縦一尺〇三分)

一幅

(洛北一乘寺村 曼殊院)

本書ハ寶算三十七ノ御時ノ宸翰ニシテ、御書蹟實ニ流暢ヲ極メサセラレタリ、御文中ニ見エタル備中ノ國園東庄ハ、今ノ同國下道郡蘭村ニシテ、嘗テ花園法皇ガ萬歳ノ御後ノ爲トテ、梅津ノ長福寺ニ寄進シ給ヒタル土地ナリ、長福寺文書中ソレニ關スル院宣アリ、即、「備中國園東庄所有御寄附長福寺也、可被專興隆者、御氣色如此、仍執達如件、貞和元年十二月三日、(勸修寺經顯)華押、月林上人御房宛」ニシテ、此宸翰ニ「法王の御方新院と申候ひしころ一期の後を譲り參らせ候ひし」ト見エタレバ、花園法皇兼テヨリ此庄御寄附ノ御志アリシコト察シ奉ルヲ得ベク、更ニ貞和四年八月ニ至リ、光嚴上皇又此地ノ事ニツキテ、長福寺ニ對シ、長ク安堵ノ院宣ヲ降シ給ヒキ、此事モ同寺ノ文書ニ「備中國園東庄御寄附長福寺之由、被聞食畢、永代不可有相違之旨、院御氣色所候也、仍執達如件、貞和四年八月十一日、(四條隆蔭)華押、月林上人御房宛」ト見エタリ、カクテ花園法皇同年十一月十一日萩原殿ニ崩御アリケレバ悲ミ給ヒ、十二月二日錫紵ヲ著ケラレ、同日ヨリ五箇月間御心喪ノ由仰出サレシ事園太曆ニ見エタリ、然シテ其御心喪中ナル貞和五年三月ニ、重子テ長福寺ノ事ニツキ叡情ヲ寄セラレ、此宸翰ヲ染メラレ、「いまは斯く先き立たせおはしまし候ぬるあまりに悲しく候ながら、此御影の料所になされ候しかば、かしこへそと參らせ置き候し、本意に返々うれしくて候」ト仰セラレヌ、長福寺ニ法皇ノ御影アルコトハ雍州府志ニモ、「花園法皇慮ニ後世之變遷、七所設陵、又置宸影於七箇寺、花園帝(中略)歸ニ依梅津長福寺之開基月林和尚、被置宸影於當寺、是則宸影七所七幅之隨一乎」ト書シ、法印豪信ノ拜寫スル所ニシテ今現ニ國寶タリ、宸翰ニ「本家領家長ク御寺の御領」トアル本家トハ、院宮權門社寺ノ事ニシテ、土地所有者ニ對スル當時ノ用語ナリ、又之ヲ本所トモ云フ、又領家トハ廷臣社寺ノ別當及國郡司武人等ガ、土地ヲ本家ニ献ジテ、其地ヲ管理スル所ノ名目タリ、此場合ニ於テ本家ハ云フマデモナク長福寺ニシテ、領家ハ其土地ノ管理者ナルガ、亂世爭鬪ノ時代ニハ、此雙者往々互ニ利權ヲ相爭フ例モアリケレバ、相傳タシカナル此土地ニ對シテ、堅ク將來ヲ戒メラレ、法皇ノ御意志ヲ長ク徹底セシメ給ハントセラレシニテ、猶此相傳ニ關スル文書ヲ檢閲ノ要アラバ、「女房いさう院どの」ノ許ニアレバ其ヲ見ルベシト也、「いさう院」ハ其氏名詳ナラザルモ花園天皇ノ女房ナルベシ

戒メラレ、法皇ノ御意志ヲ長ク徹底セシメ給ハントセラレシニテ、猶  
此相傳ニ關スル文書ヲ檢閲ノ要アラバ、「女房いさう院ごの」ノ許ニア  
レバ其ヲ見ルベシト也、「いさう院」ハ其氏名詳ナラザルモ花園天皇ノ  
女房ナルベシ

(主) (生殘) (影) (前) (書置) (候もし)  
(二) ぬしにていきのこりて候程にこそさら御ふいの御万へにてけふかきを候に候もし  
(古) (文書) (異) (數)  
ふるきもんしよの入候はんわりは女房いさう院ごのへ申され候べく候こそ所をもあ  
多) (書具) (又心つかひ歟) (本意)  
またかきぐして候程に〇〇〇〇つるにて候はず候めてたくかしく

貞和五年三月十一日 御華押

(一) 備中の國その、日むかしのしやうのりやうけしきは法王の御かた新  
(園) (東) (庄) (領家職) (方) (先)  
院と申候しころ一この、ちをゆづりまゐらせて候しいまはかくさき  
(期) (後) (讓) (今) (影)  
立) せおはしてし候ぬるあまりにかなしく候ながらこの所御わいの  
(方歟) (餘) (此) (影)  
れう所になされ候しかばかしこへそとまゐらせおき候しほいに返々  
(料) (相傳) (彼處) (參) (本意)  
うれしくて候さうでんたしかなる所にて候へば御所へゆづりまゐら  
(昔) (今) (異) (契約) (讓) (給)  
せ候ぬるうへはむかしもいまもこと人にけいやくしゆづりたひたる  
(期) (後) (本家) (領家) (寺)  
事なく候我身一この、ちはほんけりやうけ一くながく御てらの御  
(料) (公) (私) (弟子達)  
りやうにて候へく候おほやけわたくしの御事ともよく御でした  
(懇) (仰) (置) (何時) (迄) (退轉)  
ちにもねんごろにおほせおかれ候ていつの世万でもたいてんなきや  
(計) (參) (讓) (宣) (添)  
うに御はからひ候へく候この所へ万ゐりて候御遊づり院せんにそへ  
(參) (同)  
て万ゐられ候へばおなじ事にて候へども

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or a page from a diary. The text is written on a rectangular piece of paper pasted onto the main page. The characters are dense and difficult to decipher due to the cursive style.

レハ其ツ見  
女房ナルベ  
ハント也  
「いさう院」ハ其氏名詳ナラザルモ花園天皇ノ

光明天皇 御消息

(御華押入)

(横三尺二寸八分 縦一尺〇五分)

一卷

(鹿王院)

本書ハ相國寺ノ第二代タル春屋妙葩ニ送り給フ所ニテ、貞治ノ初年後  
 光嚴天皇屢々師ヲ召シテ、心要ヲ問ハセ給ヒシガ、同三年七月光  
 明寺ノ聖旨ヲ奉ジテ伏見ノ大光明寺ニ入り、安座佛事ヲ行ヒタリ、大光  
 明寺ノ創立ハ、普明國師語録ニ「文和年中廣義門院於伏見行宮傍建  
 立精藍、專安修禪徒自稱大光明院、蓋以追慕橘太后遐蹤、兼別世  
 號也」ト見エ、春屋ノ當寺ニ住セシ事ハ其行業實錄ニ「貞治三年七月  
 奉太上天皇聖旨住梵王山大光明寺」ト記サレタリ、故ニ此御消  
 息ハ貞治三年七月八日ノ事ニテ月初既ニ開堂ノ法ヲ行ヒタリト見ユ、  
 光明上皇ハ觀應二年御落飾ニテ眞常惠ト申サレシガ、文和四年八月四  
 日河内ノ東條ヨリ還幸シテ伏見殿ニ出御シ、禪衣ヲ著セラレシコト皇  
 年代略記其他ノ書ニ見エタリ、而シテ上皇深ク師ヲ敬重セラレタレバ  
 大光明寺ノ事ニツキ叡情ヲ灑ガレ、事務ヲ斯ク專、御委任アリタル也  
 本書ニ見エタル開堂ハ、禪寺ニ於テ新シク就任スル時ノ儀式ニシテ、  
 安座ハ佛像ヲ殿内ニ安置スル時宗師家ヲ請シテ立地ニ數語スルヲ云フ  
 陸座ハ法座ニ登テ說法スル儀ニテ、此等ノ語ノ注釋ハ禪林象器箋ニ委  
 シケレバ就テ見ラルベシ、看坊ハ塵添埃囊鈔ニ「常ニ禪院ノ留守ノ僧  
 ヲカンバウト云ハ文字如何、看坊ト書也、強、留主ニ不レ限、只尋常ノ後  
 見ナリ、寮ノ時看寮ト云フ、世諦ヲミサハクル也」ト見エ、目出ハ當時  
 ノ語法ニシテ後世ノ目出度ナリ、永訣ハ多ク死別ノ事ヲ指スモ、コ、  
 ニハ訣ハ説文ニ法也、韻會ニ方術要法謂ニ決定不レ疑ナドアリテ、永訣  
 ハ永久決定ノ御意タル也、仙洞ハ崇光上皇ニシテ、「定直」ハ定メテ直  
 タノ御意カ、衣鉢侍者禪師几下ニツキテハ、貞丈雜記ニ「衣は出家の衣  
 なり、鉢は出家の持つ鉢の子なり、侍者は和尚のそばに居る出家をさ  
 して云なり、机下案下など云ふもつくゑるものとへ遣す心なり、几下と  
 云は机下に同じ」トアレド、衣鉢侍者ノ解ハ充分ナラズ、禪林象器箋  
 ニ「衣鉢侍者掌住持錢帛」ト見エテ、一種ノ職名ナルガ、直接師ヲ指  
 ササルハ禮ヲ失セザル心ナリ

光明院勅書(御包紙)

(一) 先日大光明寺御佛

事之儀、開堂安

座、彼是兼備、事々

儼然、殊勝之間、特歡

喜仕候き、昨日本寺

陞座以下、定又無爲

無事、被<sub>二</sub>執行<sub>一</sub>候歟

目出存候、

(二) 抑大光明寺永訣之儀、

委細談合申候し間、

悦存候、所詮始終、一向爲<sub>二</sub>

御自專<sub>一</sub>之所、看坊等へも御

計候て、被<sub>レ</sub>置之條、第

一要樞、自他安穩、無事之基

候歟之由存候、仙洞時宜

又以同前候、定直にも被<sub>レ</sub>

申候歟、此儀眞實爲<sub>二</sub>永

格<sub>一</sub>、不可有<sub>二</sub>改轉<sub>一</sub>之儀候

哉之由存候也、千萬度々

遂<sub>二</sub>拜謁<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>啓候、可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>御

意<sub>一</sub>候、恐惶敬白

七月八日

御華押

衣鉢侍者禪師几下





崇光天皇 御消息

(御諱入)

(横三尺一寸八分 竪一尺〇九分)

一卷

(鹿王院)

貞治三年七月七日、光嚴法皇丹波ノ山國ニ於テ、登霞シ給フヤ、法皇ノ長子タル崇光上皇ハ、父帝ノ御塔頭ヲ天龍寺ニ建立シ給ハントテ、其翌日御叔父ナル光明上皇ニ此宸翰ヲ送ラセ給ヒタルニテ、本書ニ禁裏トアルハ皇弟タル後光嚴天皇ニシテ、崇光上皇ハ既ニ觀應二年御位ヲ退キ給ヒ、當時ハ皇弟御在位ノ時代ニ係レリ、又本書ニ住持トアルハ春屋妙葩ノ事ニテ、國師行業實錄ニ「貞治甲辰夏四月(中略)、建上皇壽塔于寺東、扁ニ金剛院、上皇喜ニ其勛績、有旨永使下師門派主上焉、秋七月光嚴法皇登霞、五七盡七御諱、皆奉勅陞座」トアリテ、光明上皇御生前ノ御壽塔トナスモ、ソハ實錄ノ誤ニシテ、光嚴法皇御廟ナルコト此宸翰ニテ正シトスベシ、光明上皇ノ御塔ガ天龍寺ニアルコト他書ニ見エズ、金剛院ガ光嚴法皇御廟ナル事、和漢禪刹次第、雍州府志山州名跡志等ニ見エ、陵墓一覽ハ之ヲ御髮塔トナシタリ、山城名勝志ハ國師ノ行業實錄ヲアゲタレド、和漢禪刹次第ニヨリテ光嚴院御廟トナスモノニ似タリ、塔頭ハ禪林象器箋ニ「祖師塔處也」トアルモ、多ク本寺ノ子院即、寺中ノ意ニ用ラレ、頭ヲ「チウ」ト訓ズルニヨリ、塔頭ヲ又塔中トモ書セリ

光嚴院殿御塔頭、於天龍寺一建立間事、尤可然存候、就其所在所以下事宜可爲寺家之計一歟之由存候、可爲何様候哉、此事先日禁裏へも申談之處叡慮又同前之由、奉候き、旁不可有子細一歟之由存候、且以此趣可被仰住持候哉、御諱、恐惶謹言

八月廿八日

御諱

光嚴院殿法塔碑

於天龍寺建古石

寺一志了終存物

甚在雨下少事

力寺家一計物存

下力何移亦其事

此意了中法一志

教通又同於一事

旁字了有子細作上移

且心計題一被作何持

亦世仁德懷諸人

心一了台 是

後光嚴天皇 御消息 (御諱入) (横二尺〇六分 竖一尺〇二分) 一幅

(洛東粟田口 青蓮院)

本書中ニ二品親王トアルハ、青蓮院ノ尊圓親王ノ事ニシテ、延慶二年親王トナリ、應長元年薙髮シ、延元四年二品ヲ授ケラル、親王ノ和歌ヲ善クシ書法ニ秀デ御家流ノ始祖トナリ、又博學ニシテ後光嚴天皇ノ命ヲ受ケ、釋家官班記ヲ注進シ奉リシハ人ノ知ル所ニシテ、延文元年八月二十八日親王御病中ニヨリテ、諸門跡ヲ後繼ノ尊道親王ニ讓補シ翌九月廿三日十樂院御坊ニテ示寂ノ由、華頂要略第八及第九ノ兩卷ニ見エタリ、是ニ於テ本書ハ後光嚴天皇が親王ノ御所勞甚シキニ驚カセ給ヒ、諸門跡讓補ニツキ御承諾ノ御旨ヲ傳ヘテ、御病狀ヲ慰藉シ給ヒシ宸翰ナル事ヲ知リ奉ル、天皇時ニ寶算十九(踐祚ノ御時十五)

二品親王勞事、此

間猶無<sup>シテ</sup>指<sup>シテ</sup>事<sup>ニ</sup>歟之由存

思給候之處、以外候けり、

殊驚歎無<sup>レ</sup>極候、就<sup>レ</sup>其、

青蓮院已下四ヶ門

跡、并眞俗所帶、悉被<sup>ニ</sup>

委附<sup>ニ</sup>之趣、手狀如此、從

來雖<sup>レ</sup>爲<sup>下</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>異儀<sup>ニ</sup>事<sup>上</sup>、

平生之時分故、心安可<sup>下</sup>令<sup>ニ</sup>

存置<sup>ニ</sup>給<sup>ト</sup>之由、令<sup>レ</sup>申候之間

故、又如<sup>レ</sup>此令<sup>レ</sup>申候也、謹言

九月十日 御華押

二品親王勞事

二弟親之勇事也  
百戰之枯事也  
思新以之也  
解衣而衣也  
青道院之也  
德事之信也  
高謝之也  
東道之也  
平生之也  
存道之也  
如之也

後小松天皇

御消息

(御華押入)

(横三尺三寸五分  
一尺)

一幅

(妙法院)

續史愚抄應永二十七年五月二十四日ノ條ニ「於<sub>二</sub>院御所<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>始<sub>二</sub>行七佛  
藥師法<sub>一</sub>上皇依<sub>二</sub>御夢<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>御行道樂<sub>一</sub>、阿闍梨妙法二品堯仁法親王奉行院司  
廣橋大納言」ト、又同六月二日ノ條ニ「院七佛藥師法結願兼可爲<sub>二</sub>七箇  
日<sub>一</sub>云而延行」ト  
アリ、此七佛藥師法ハ、七佛藥師ヲ本尊トシ、四壇ノ外ニ夜又壇ヲ置  
キ、本願藥師經ヲ讀誦スルモノニテ、行道、奏樂、唱禮、頗ル嚴重ノ  
次第ナルガ、此度御修法滯リナク御終了ニツキ、叡感ノ餘リ、茲ニ勸  
賞トシテ導師タリシ妙法院宮堯仁法親王ニ、一品ノ極位ヲ特叙シ給ヒ  
シ也、堯仁法親王ハ後光嚴天皇ノ皇子ニシテ、妙法院門跡トナリ、至  
德元年天台座主タリシガ、嘉慶二年正月二十六日當時妙法院新宮タリ  
シ御弟ノ堯性親王ガ自殺シ給ヒシ故ニ、堯仁法親王モ同二十九日ニ天  
台座主ヲ拜辭シ其後應永十八年座主ニ再任(治山一年)セシカド、久シ  
ク新宮ノ候補ヲ見ザリシハ、往年ノ不慮一件ニヨリ事故アリシナルベ  
シ、然ルニ應永二十六年十月十九日ニ至リ、故世平王(木寺宮)息童ハ  
院ノ御猶子トシテ妙法院ノ室ニ入レリ、此宸翰ニ新宮トアルハ即、此  
宮ニシテ、此時得度シテ法名ヲ明仁ト云ヘリ、又門跡御法流之再興ト  
アルニヨリ妙門ノ繼資トシテ御猶子ヲ法親王ニ推薦シ給ヘル御心事ヲ  
汲ミ奉ルヲ得ベシ、天皇時ニ寶算四十四、  
此天皇ノ宸翰府下ニハ現存スルモノ多シト雖モ、概子古歌ニシテ、此  
御消息ノ如ク聖慮ヲ具ニ仰ギ奉リ得ルモノハ少シ、サレバニヤ此御幅  
ノ箱書ニモ「寛文癸卯曆八月十有九日備<sub>二</sub>法皇叡覽<sub>一</sub>」トアリテ、本書ノ  
貴キ所以ヲ語り傳ヘタリ

新宮へも御事付

申候之由申候かしく

昨日結願之儀、

誠無<sub>二</sub>一事之障

碍<sub>一</sub>候之條、祝着歡

悅無<sub>レ</sub>極候、凡今度

之儀、門跡御法流之

再興、且相<sub>二</sub>當愚身

所願<sub>一</sub>之時、御參勤

眞實々々爲<sub>二</sub>本意之宸<sub>一</sub>候、

就<sub>レ</sub>中、御極位事、

次なる様候へども殊又得<sub>二</sub>

便宜<sub>一</sub>之様も目出喜

存候、旁又御自愛も

察申候、御休息候て、

心靜一日相構可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>

光臨<sub>一</sub>候、尙々無爲無事、

自他珍重、無<sub>レ</sub>極候也、

敬白

六月三日

御華押

此字丁卯年  
十月廿五日  
付

明。結。解。係

疎。有。丁。事。係

界。作。一。條。程。是。死

情。事。極。以。凡。之。度

一。條。之。程。是。死

一。條。之。程。是。死

一。條。之。程。是。死

一。條。之。程。是。死

一。條。之。程。是。死

一。條。之。程。是。死

一。條。之。程。是。死

一。條。之。程。是。死

一。條。之。程。是。死

一。條。之。程。是。死

此字

稱光天皇 慧安和尚禪師號勅書

(横一尺七寸 縦一尺〇四分)

一幅

(洛北西加茂 正傳寺)

稱光天皇ノ宸翰ハ寔ニ稀ニシテ漸、茲ニ本書ヲ得タリ、本書ハ慧安和尚ニ宏覺禪師ヲ追諡セラレタル徽號ノ勅書ナリト雖モ、普通ノ御書日ノミニアラデ、全文宸翰ナリトス 慧安和尚名ハ東巖、播州ノ人、初書寫山ニ登リテ、天台宗ヲ學ブコト十餘年ナリ、後、山城石清水ノ八幡宮ニテ、大智度論一百卷ヲ閱シ、正嘉元年入宋ノ志ヲ持シテ太宰府ニ到リ、悟空禪師ニ遇ヒ、忽、天台ノ義解ヲ捨テ、專、禪宗ノ悟道ニ入り、東歸シテ鎌倉ニ行キ兀菴ニ謁シ、又悟空ニ師事セリ、洛ノ今出川ニ正傳寺ヲ開創セシハ文永五年ニシテ(現在ノ地ハ其後ノ移轉ニヨル)、蒙古ガ無禮ナル初度ノ牒狀ヲ齎セシ年ニ當ス、續テ暴慢ナル第二度ノ牒狀アルヤ、文永六年十二月二十七日ヨリ翌年三月一日マデ石清水ニ於テ大衆ヲ率ヒ、慷慨熱烈ナル蒙古降伏ノ祈願ヲナセシハ人ノ知ル所ニテ、師其後建治三年十一月鎌倉ノ聖福寺ニ遷化スルヤ、拾骨ノ日、會衆之ヲ拜スレバ五色ノ舍利、骨石ノ間ニ涌キ、頻ニ薰香ヲ發セシヨシ行實ニ見ユ

勅、追遠而授徽名者、行德之所致也、溫故而施洪恩者、政化之所盛也、爰慧安和尚者、禪林杞梓、釋門棟梁、智攢星斗於胸中、辯湧波瀾於舌上、忽遇大國之善知識焉、覺直示、剩傳天台之秘密宗矣、究奧區、遂乃去蹤者齊、虛空、遺骨者化舍利、人既雖逝法不在茲乎、仍垂寵章、宜加崇飾、諡曰宏覺禪師

應永廿年三月廿三日



勅退遠而投徽名者行德之所致也温  
故而施洪恩者政化之所盛也爰慧安  
和尚者禪林杞梓釋門棟梁智權星  
斗於胸中辯博波瀾於舌上忽遇大國之  
善知識哥覺直示剎傳天台之秘密宗  
矣究奧區遂乃去蹤者齊虛室遺骨者  
化舍利人既雖逝法不在茲予仍益寵  
章宜加崇飭益日宏覺禪師

應永廿年三月廿三日

後花園天皇 勅書 (横三尺五寸二分) 一幅

(曼殊院)

寛正四年ハ天皇ノ寶算四十五ノ御時ニシテ、普通ノ女房奉書ニアラズシテ、宸筆ノ勅書ナル事ハ御筆蹟之ヲ證ス、宛名ハ彈正尹從二位坊城俊秀卿ニシテ尹ハ彈正臺ノ長官ナレド當時殆ンド有名無實ナリシ事ハ二條良基公ノ百寮訓要抄ニモ「彈正臺は世間の風俗を肅清し、又非常の事を糺す、今の檢非違使の廳など申様の所也、昔は彈正京中の檢斷を行し也(中略)、尹は親王是に任せらるゝ、又大納言以上可レ然人是に任ず、三家の人々もなる官也」ト出タリ、御文中ニ見エタル加賀ノ家領トハ、俊房卿ノ所領地ニシテ、此國ノ守護ハ當時猶富樫介タリ、守護ハモト大番ヲ催促シ、謀叛殺害ノ非法ヲ檢斷スル職ナリシニ、終ニ國司ノ權ヲ奪ツテ威ヲ振ヒ、樵談治要ニモ「動もすれば無道をかまへ猛惡をさきとす」トテ守護ヲ難ゼラレタリ、然シテ長興宿禰記文明十一年ノ條ニ見エタル「四月十九日三條新右府公下ニ向周防國」給、一亂中家領等飛行末無ニ安堵、仍在京御堪忍難レ叶之間、被レ申ニ御暇、暫爲ニ在國ニ令ニ下向ニ給、彼國聊有ニ由緒之地ニ歟云々」一閏九日十八日一條禪閣自ニ越前國ニ御上洛、御家領朝倉數年横領之間、爲ニ御佗事ニ御下向、雖レ然於ニ御家領者不ニ返進ニ云々」ノ如キハ、明ニ當時武人が皆朝廷ノ公卿ニ對スル横暴ノ結果ニシテ、俊房卿ノ家領ニ對スル富樫介ノ態度モ亦累世ノ積威ヲ籍テ斯ノ如キ狀アリシナルベシ、然シテ勅書ノ趣ニヨレバ、將軍家ノ伊勢氏之ヲ等閑ニ附ス可キ事ナケレバ、熟慮協議シテ一方法ヲ立テ早ク參殿シテ上番ヲ勤ムベシト也、伊勢氏ハ歷代幕府ニ重用セラレテ政所ノ要職ニ居リ、當時伊勢守貞親ノ如キハ幕府モ此人ヲ親ト呼ビシ程ニテ、一門或ハ申次衆タルモノアリ、或ハ彈正忠タルモノアリテ、多ク政務ニ參ジ、彈正尹タル廷臣ノ權勢ハ、陪臣ノ武人ニ比シテ比ブベクモアラザリキ、伊勢系圖ニヨリ「伊勢のひせん」ガ備前守ナルカ肥前守ナルカヲ定メント欲シタレド、同系圖中ニ誤謬アレバ尊卑分脈、長祿二年以來申次記、條々聞書貞丈抄等ヲ檢シ申次衆タル伊勢備前守盛定、又ハ伊勢肥前守盛富、或ハ其子ノ盛種ナドニテアルベキ歟ト思ヘドモ、猶其人ヲ定ムルニ至ラズ、御文中ノ「いし」ノ事ハ、南北朝頃ヨリ天正以前マデニ行ハレシ一種ノ用語ニシテ、群書類從中ノ後花園院御消息ニモ「いし」ノ嚴重に伺候云々」ノ御詞見エ又歸命本願鈔ニ「本願いししの事云々」ト出テ、一々ノ御意ナルガ、其詳解ハ碩鼠漫筆ニ出タリ、又「一みち」ハ「無ニ一途之儀」一途の御成敗」等ニヨク用ヒラル、一途ニシテ、一詮議一方法一落着ナド云ハンガ如シ

勅書 寛正四五廿三(四年五月廿三日)

(四) なきよし

(三) (逆) とも伊勢の

勅書 寛正四五廿三(四年五月廿三日)

(四)

なきよし

(聞食) きこしめ

(三) (逆)

とても伊勢の

(肥前)又ハ(備前)(等閑)

ひせんさうかん

し候へば

(一) (加賀)

(家領)

かゝの御けりやう

(今) (違亂) の事い万もいらんの

(五) (守護)

しゆい

いしゝの事

(二) よし申され候

(六) 猶

く

(驚) (思召) おどろきおほしめ

し候て

(仰) おほせ

(談) たんせられ候て

(十二)

いたされ候て

(七) (途) 一みち候は、

(目出) めてたく候へく候

(十三)

申され候事

(八) (斯様) かやうの

事により候て

(十四)

にて候へく候さ

(九) (近頃)

ちかころ小番なども

申され候

し

(十) (無沙汰) けふさたせられ候事

しかるへからす

(十一)

(急) いそぎ無爲の

おほしめされ候

(料簡) れうけんを

Handwritten musical notation on a strip of paper, featuring various notes, clefs, and a key signature of one sharp (F#). The notation is written in a cursive style and includes several lines of music with stems and flags. The paper is aged and shows some staining.

後花園天皇 御詠草 (有傍書)

(横一尺四寸五分 一尺) 一幅

(府下宇治郡山科村 毘沙門堂)

天皇、頗文藻ニ富ミ給ヒシ事、後花園院御製集、後花園院御消息等ノ書ニヨリテソヲ伺ヒ奉ルヲ得、本書ハ御製ヲ御師範ノ人ニ添削セシメ給ヒシ御詠草ナル事ヲ傍書ノ書入ニヨリテ知ルト同時ニ、常ニ歌道御練磨ノ御儀ヲ伺ヒ奉ルヲ得、  
天皇ノ御在位三十六年、災異屢臻リシカバ、常ニ神明ノ加護ニヨツテ蒼生ヲ救助セン事ヲ念ゼラレシコト康富記ニ見エ、又長祿三年義政、花ノ御所ヲ作り、花菴泉石ニ數寄ヲ凝シテ天下ノ飢饉ヲ意ニ介セズ剩、新殿ヲ建設スルヤ、天皇直ニ將軍ノ奢侈ヲ誡メタル詩ヲ寄セ給ヒシカバ義政大ニ慚愧シ遽ニ土木ヲ止メタリシ事、長祿寛正記ニ見エタリ

遠嶺雪

此御製猶殊勝存候

まがひこし雲のよそめのはな櫻  
おもひぞいづる嶺のしら雪  
へだてなく外山の嶺はあらはれて  
八重にかさなる雪のしら雲

忍逢戀

契ありてへだてぬよひの夢のまも  
猶かよひちやはかりのせき

松歴年

いく千世ぞひろふと葉の玉松も  
おなじときはのかげにさかへて

遠花守

はしあはれ

あはれいこころのこころは  
あはれいこころの花は  
あはれいこころの花は  
あはれいこころの花は

別紙

あはれいこころの花は  
あはれいこころの花は  
あはれいこころの花は  
あはれいこころの花は

後土御門天皇 職人盡之御歌

(横二尺六寸 竖一尺三分) 一幅

(市内聖護院町 聖護院)

職人盡ノ歌合ハ時代ノ風俗研究ニハコヨナキ研究史料タリ、世上傳ハルモノニテ東北院職人歌合、鶴岡放生會職人歌合、三十二番職人歌合七十一番歌合、勸進聖職人歌合十七番、職人歌仙等ハ其最、人ニ知ラレシ重ナルモノナルガ、鎌倉時代ノ中葉ヨリ足利時代ノ末期ニ涉リ、此種ノ職人盡多ク撰セラレ、徳川時代ノ文藝趣味ニ投ジテハ職人盡狂歌合、江戸職人歌合、今様職人盡歌合等ヲ生ジタリキ、然シテ此宸翰ハ三十二番職人盡歌合ニ屬スルモノナレドモ、判詞ヲ缺ギ、又群書類従本ニ比シ其字句ニ多少ノ異同アレバ、今、參考ノ爲ニ類従本(活版ノモノ)ヲ轉載シテ此方面ノ學者ノ研究ニ資セントス(〇點ハ異ナル箇處ナリ)

花

二 番 左 獅子舞 戯ぶれて春の木陰にまふ師子のたゝくつゝみに花も咲そへ

二 番 右 勝 猿 牽 花のさく蔭にはよせじひく猿の枝をゆふらばちりも社すれ

六 番 左 算をき をくざんのさうしやうしたる花の時 風をばいれぬ五形也鳥

六 番 右 勝 虚妄僧 花ざかりふくとも誰かいとふべき 風にはあらぬこもが尺八

述 懷

十八 番 左 獅子舞 我ながらおぼつかなしや骨なしの何を力に世をわたるらん

十八 番 右 勝 猿 牽 ちく生もつかひいるれば中々に我にはましの能のおほさよ

二十二 番 左 持 算をき こし程のかりやのうちに身をける 算所の者の恨めしのみや

二十二 番 右 虚妄僧 さし入もみそやさかやのかす法師 聲をかへてもこふは茶がはり

花

獅子舞

花

師子舞

命に守りてこそかたもほほまふ師の  
けいもけいけいけいけいけいけい

様へ

をのこく陰なよせしけいけい  
ゆきを枝のけいけいけい

舞を

けいけいけいけいけいけいけい  
風とていけいけいけいけい

あし僧

をいけいけいけいけいけい  
風とていけいけいけいけい

連懐

あし僧

我まけいけいけいけいけい  
なまけいけいけいけいけい

らけいけいけいけいけい  
けいけいけいけいけいけい

けん

こけいけいけいけいけい  
さけいけいけいけいけい

い僧

けいけいけいけいけいけい  
あけいけいけいけいけい





ま  
あつて

い  
らり乃々まに  
ついで相慶

そ  
いふ人し  
まうま  
の

す  
じきふ  
い  
相

い  
く  
い  
す

ま  
ら  
ま

い  
い  
い  
ま

い  
あ  
あ  
あ

い  
あ  
あ  
あ

い  
あ  
あ  
あ

い  
あ  
あ  
あ

ま  
あ  
あ

い  
あ  
あ  
あ

い  
あ  
あ  
あ

い  
あ  
あ  
あ

い  
あ  
あ  
あ

い  
あ  
あ  
あ

二  
九  
子  
紙

後土御門天皇 五十首御詠御卷物

(後西院天皇御外題)

(横一尺四寸四分 全長八尺三寸)

一卷

(曼殊院)

此五十首御和歌ハ春十首、夏五首、秋十首、冬五首、戀十首、雜十首ヨリナレリ、本書ノ添削ハ初、飛鳥井雅親卿ノ如キ歌道御師範ノ人ノ筆ニ擬シタリシモ、熟々拜見スルニ及ンデ、御染筆ノ御自詠ヲ、天皇御再考ノ上親シク改削セラレシモノナルヲ知レリ、第一ニ御筆蹟ノ能ク似タル事、第二ニ臣下トシテハ斯ク不規則ニ抹消補添シ奉ル可キ筈ナキ事、第三ニ添削ノミアリテ合點ノ跡ナキ事、是等其證左ナリトス天皇御筆蹟ニツキ留意シ奉ルベキハ、當時歌壇ノ雄將トシテ其名ヲ馳セシ徹書記ノ筆致ニ頗、似奉ル事ニテ、此時代既ニ後小松天皇、花園天皇ノ宸翰等ニヨリ系統的書法ノ自、形成セラレ來リシ所謂勅筆流ノ御書風中ニ、此天皇ノ御筆蹟ヲ加ヘ奉ル古筆家往々存スルモ、ソレトハ御系統ヲ異ニセラル、モノ、如ク、ソハ當ラザルニ似タリ、此宸翰ノ左方ニアル「後土御門院五十首和歌」トアルハ、後西院天皇ノ御極書ニシテ、本書ニ添ヘサセラレタルモノナリ

詠五十首和歌

春十首

あけゆけばかすみたちきてほのくくと春にわかるゝみねのよこぐも  
白妙のそでもひとつのゆきの内に野邊のわかれをもとめてぞつむ  
はるといへばくち木の梅もふる郷の苔の軒ばにいろをそへつゝ

こほりとくるあとよりなびく

やなぎかな 青柳や たつたの川のなみをそむ覽

川岸の柳がねだやなみのほなさく

そことなき霞のうちにかへる山ありとや鴈の道もまよはぬ

くちはつる軒ばにすかくさゝがに糸をみだして春雨ぞふる やこゝろのどけき

春雨のながくし日をいたづらにひとりふるやのあはれをぞ思

木のめよりめかれぬ庭のさくら哉まつまも花のさきやそむると

花も又

あしたには雲とみわたつる松も影もゆふべの雨に花ぞしほるゝ

なつかしくにはふがうへにさく藤のうら葉をみるもあかぬ色かな

花鳥の名ごりもはるにうちそへて木ふかき宿のくるゝさびしさ

詠五十首和歌



後柏原天皇 古歌御チラシ書

(金泥模  
様下繪)

(横一尺七寸七分  
縦一尺一寸三分)

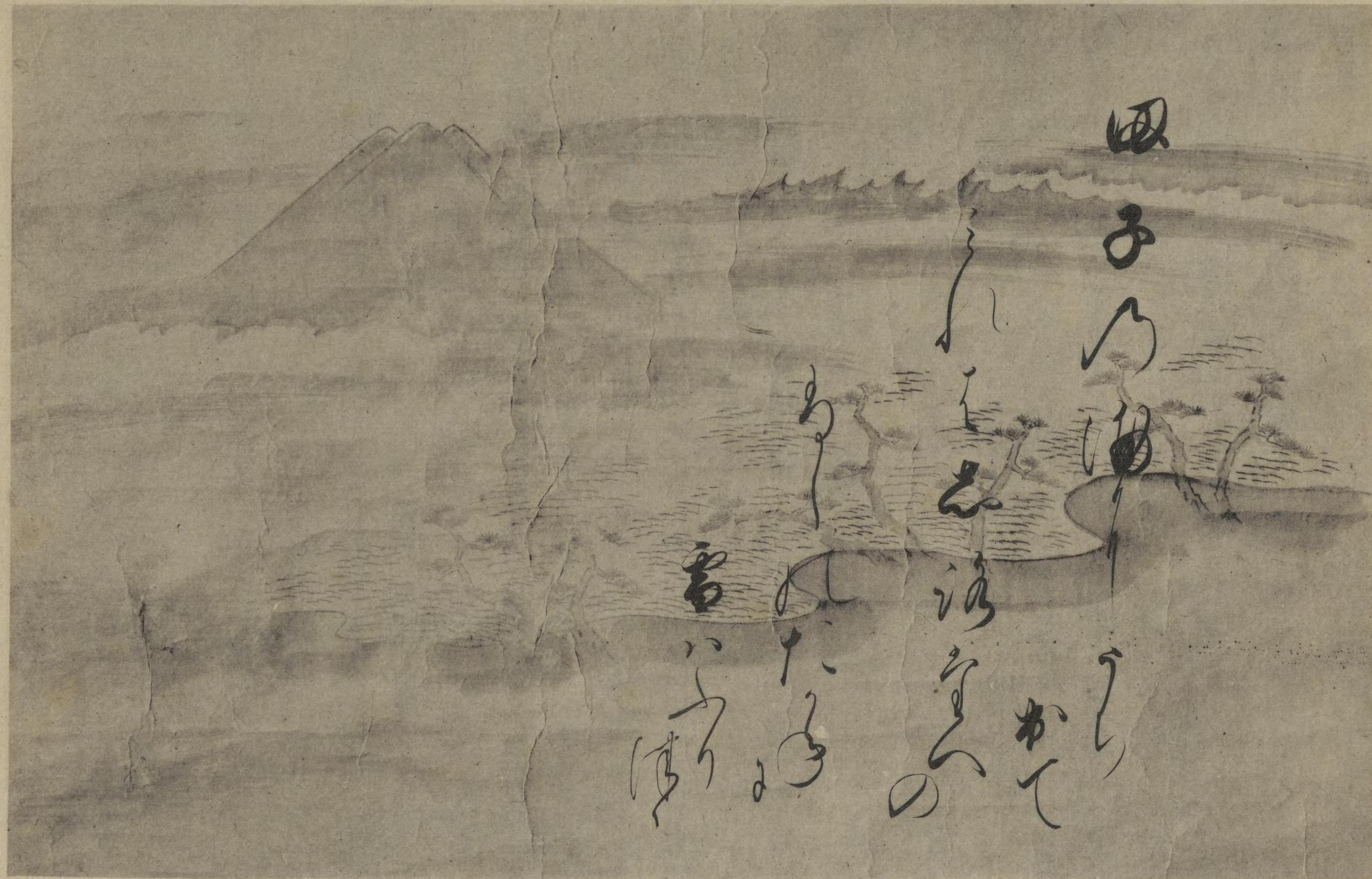
一幅

(本願寺派本願寺)

華麗ナル金泥模様地ノ懷紙ニ和歌ヲ書シタル例ハ、後陽成天皇ノ御宇ニハヨク散見スル所ナルガ、戰國時代ニ斯ノ如キ用紙ヲ用ヒサセ給ヘル例ハ、誠ニ稀有ノ事ト云フベシ、金泥ノ地模様ニ歌ヲ書スコトハ上世ヨリノ事ニシテ、行成、公任、基俊、俊成等ノ時代ニ相當スル古筆ニモ其ヲ認メ得ベシト雖モ、本朝ノモノト覺エザルモノ、又支那傳來ノ用紙ナル事明ナルモノ等アリ、サレド後小松天皇ノ御頃ヨリハ、我朝製作ノ色彩頗、鮮ナルモノ多ク、後花園天皇ノ宸翰ニ、御用紙實ニ華麗ヲ極メシモノヲ往々拜見スレド、應仁以後、鬭爭コレ事トセシ亂世ニ此種ノモノ、アリシヲ拜スルハ稀ナルコト也、又此「田子の浦云々」ノ宸筆ハ、御壯年ニアラセラレシ頃ノ御書風ニシテ、本帖ニ收メタル榮雅拜點ノ同帝宸筆ノ御卷物モ之ト略同ジク、中年以後ノ御筆致ハ本帖ニ收タル着到御和歌、古今和歌集、百首御短冊ニ於テ拜見シ得ルヲ以テ、天皇ノ御書風ヲ前後通ジテ拜察センニハ、彼此對照ノ要アルモノトス、後年ノ御筆法ニ就キテハ後ニ述べタリ

田子の浦に打出で見れば白妙の富士のたかねに雪はふりつゝ





田子乃海  
あはれ  
君の  
はら  
かた

後柏原天皇 着到之御歌

(公卿寄合書)

(横一尺三寸  
一尺一寸七分)

一幅

(市外洛北雲林院

猪熊信男)

着到ノ順序ニヨリ西三條公條公、冷泉政爲卿、同爲孝卿、西三條實隆  
 公等が各自筆ニテ染筆セシモノニテ、御題及最初ノ御歌ノミ宸翰ナリ  
 本書ハ六幅對ノ其一ニシテ、天皇ヲ始メ奉リ、前記ノ四人が水郷若菜、  
 閑庭瞿麥、女郎花露、氷留水聲、深更歸戀、田家見鶴ノ四季戀雜ニ涉  
 レル御題ニテ互ニ順序ヲ異ニシテ五人一首宛詠セラレシモノ也、當時  
 天皇、頗詠歌ヲ好ミ給ヒ、合唱連韻セラレ、君臣水魚ノ御契アリシコ  
 トヲ、此一幅ノ紙上ニテ拜察スルヲ得ルナリ、本書ノ書風ガ一見皆殆  
 同様ナル感アルハ、後柏原院流ヲ競フテ模セルニ基クニヨルモノニテ  
 後柏原院流ノ事ハ天皇ノ御懷紙ノ條ニ委シク説キタリ、然レドモ猶再  
 瞻スレバ、宸翰ノ外モ各自獨特ノ筆致ナルヲ覺リ得

水郷若菜

河上につみてかへらむわかなにもよる瀬は妹があたりとや思  
 もろ人の若菜つむてふ袖の色に川邊のさとも春をしるらむ 公條  
 つみたむるそでのうへにやはらふらんみつゝわかなあは雪ぞふる 政爲  
 わかなつむ袖もいかにと見なせ川山もとさむき霜のあさ風 爲孝  
 わか菜つむ乙女が袖も玉島の春のひかりにほふ河かせ 實隆





後柏原天皇 古今和歌集 (稱名院奥書)

(横一尺〇二分 竪七寸九分)

一册 (田中勘兵衛)

本書ハ鳥ノ子紙ニ書寫セラレタル列丁綴ノ書冊ニシテ、後柏原天皇ノ御流儀ヲ發揚シ給ヘル御晩年ノ御書ナリト拜見ス、然シテ全部宸翰ナルヲ茲ニハ其一部ノミ出シ奉レリ、處々ノ御朱點ニヨリ御平生此書ヲ御愛誦アラセラレシニ想到スルト同時ニ、又推シテ常ニ歌文ノ御造詣ノ深カリシ御根底ヲ拜察スルニ難カラズ、左側下ニ出セルハ本書ノ奥書ニシテ、稱名院仍覺トハ、三條西實隆公ノ男ナル公條公ノ事ナリ、公條公ハ侍從、參議、大宰權帥、内大臣ヲ經テ、右大臣トナリシガ、天文十二年辭表シテ、翌年二尊院ニ入テ剃髮シ、法名ヲ仍覺ト唱ヘ、永祿六年七十七ニテ薨ジ、其學ニ於テハ、世ニ漢書ハ父ニ過ギタルモ國書ハ之ニ及バザリシト云ヒシモ、嘗テ父ノ撰ビシ源氏細流抄ヲ校シ明星抄ヲ著シテ世ニ殘シタリト云ヘバ、博學多才ノ程知リ得ベキ也、今上儲君トハ、後奈良天皇末、太子タリシ御時ニテ、大永以前ノ事タリ、大部ナル源語ヲ久シク太子ニ講説シ盡シ竟宴ノ日、至大ノ此恩賞ニ接セシハ、公ガ得意ト榮譽トノ程絶倫ト云フ可シ、又大覺寺准后此頃深ク此道ニ耽ルトアル大覺寺准后ハ、近衛尙通公ノ男ニシテ出デ、大覺寺門主トナリシ准后義俊大僧正ナレバ、天下ニ師範タリシ公條公ノ位置ヲ覺リ得ル也

かの女にかはりて返しによめる  
あさみこそ袖はひづらめ涙河身さへながるときかばたのまん  
なりひらの朝臣  
よみびとしらす  
よるべなみ身をこそとをくへだてつれ心は君がかげとなりなき  
いたづらにゆきてはきぬる物ゆるゑに見まくほしさに誘はれつゝ  
あはぬ夜のふる白雪とつもりなば我さへ共にけぬべきものを  
この歌はある人のいはく柿本人麿が歌なり

秋の野に笹わけしあさの袖よりもあはでこし夜ぞひちまさりける  
小野小町  
みるめなき我身をうらとしらねばやかれなであまの足たゆくゝる  
源宗平朝臣  
あはずしてこよひあけなば春の日のながくや人をつらしと思はん  
みぶのたいみね  
あり明のつれなくみわしわかれより曉ばかりうき物はなし  
ありはらのもとかた  
逢事のなごさにしよる浪なれば恨みてのみぞ立歸けり

此集 先皇後柏原院宸筆也  
今上儲君之日僕於儲宮讀申源氏物語一部、  
竟宴之日所賜之本也、深秘箱底、頃大覺寺  
准后深耽此道、往復日密、而奉見之、頗有欲之  
氣、感其志奉附屬者也、于時天文廿四年四月十八日  
稱名野衲仍覺  
華押

かの女にかはりて返しによめる  
あさみこそ袖はひづらめ涙河身さへながるときかばたのまん  
なりひらの朝臣  
よみびとしらす  
よるべなみ身をこそとをくへだてつれ心は君がかげとなりなき  
いたづらにゆきてはきぬる物ゆるゑに見まくほしさに誘はれつゝ  
あはぬ夜のふる白雪とつもりなば我さへ共にけぬべきものを  
この歌はある人のいはく柿本人麿が歌なり

かのやうりしけしんか

あつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

あつひの湖とあつひの湖とあつひの湖とあつひの湖と

此集 先皇 後柏原院 宸筆也

合上備君之日 僕於備宮詣平源氏物語一部  
竟宴之日所賜之本也 深秘箱底 須大覺寺  
准后深耽此道 往復日密而奉見之 頗有欲之  
氣 感其志 奉附屬者也 于時天文十四年四月十八日

稱名野納仍覺

華押

後柏原天皇 天台三大部(科註)御表題 一帖

(横一寸〇五厘 竪五寸二分五厘)(市内智恵光院五辻上ル本隆寺)

天皇ノ御宇四海擾亂シ、皇綱衰弛セシカバ、常ニ悲嘆シ給ヒ、專、佛事ヲ修メ、經卷ヲ多ク書寫セラレシニヨリ、崩御ノ時天人ノ音樂頻ニ聞エ、異香、四方ニ薰ゼシヨシニ水記ニ見エタリ、本書三大部ノ外題ハ、天皇ノ宸筆ニシテ、三大部ノ科文ハ、當寺ノ開祖日眞上人ガ諸派ノ學僧ノ經釋ニ暗キヲ嘆ジ撰述セシモノニテ、終ニ天覽ヲ得、此彩籤ノ御下賜ヲ見タル也、其御料紙ハ玄義第一ヨリ第十マデハ赤色紙、文句第一ハ青色、第二ヨリ第十マデハ黄色、止觀第一ハ黄色、第二ヨリ第十マデハ青色ニテ、別ニ上人ガ同ジク著セシ法華論科註ニモ白色題簽一枚ヲ添ヘラレタリ(茲ニハ御外題ノ宸筆ノ一部分ヲ出セルナリ)、科註ノ本書ニハ三條右府ノ奥書アリ、即

「這三十卷玄義一卷叡覽之後、被レ染ニ

勅筆ニ者也、爲ニ寺家重寶ニ耳

轉法輪三條右大臣實香

此文句一卷外題、被レ染ニ宸翰ニ者也、尤後代之可レ爲ニ重寶ニ而已

右相府

止觀モ亦右ニ同ジ、實香公ハ當時ノ人ニテ、

天文四年太政大臣トナリ、永祿二年九十一歳ニテ薨ゼリ

後柏原天皇 御歌卷物 (榮雅點 國寶) 一卷

(横四丈二尺五寸 竪一尺一寸) (曼殊院)

此御卷物ノ御歌ハ四季雜ニ涉リ、御歌題ノ數ハ百ニシテ、悉、一字題ノミナリ、茲ニ御製トアルハ父帝後土御門天皇ノ御製ニシテ、御諱ヲシルシ給フガ後柏原天皇御歌也、又作者ノ名ナキモノハ、飛鳥井雅親卿(榮雅)ナルベシ、ソハ他ノ御歌ガ皆卿ノ點ナルニ此作者ナキモノニ限リテ、ソノ點ヲ缺ゲバナリ、然シテ全文スベテ後柏原天皇御壯年ノ御時ノ宸書ニカル、天皇ノ御歌ハ一詠一吟味ヒ奉レバ誠ニ感嘆ニ堪ヘザルモノアリ、ニ水記ノ記ス所ニヨレバ、カツテ水無瀬社ノ御法樂ノ際「あぢきなく世を思ふゆるの言の葉は及ばぬもの、同じ心を」ノ御製アリシニ、講師ソヲ披講スルニ速ンデ、左右ノ公卿皆歔歔流涕セリトアリ、蓋、後鳥羽天皇御詠ノ「人もをしひともうらめしあぢきなく」ノ當時ヲ御懷舊アツテ、同ジク皇道再興ノ思召ヲ詠セラレシニヨル、嗚呼、煙塵天ヲ蔽ヒ、世人劍戟ニ馴レタリシ時、致々トシテ文事ヲ獎勵シ給ヒシ天皇ノ微カツセバ、爭デ後昆ニ此歌道ノ傳ハル事アラシヤ

科註文句第一

燈

夜もすがらかゝげつくさぬともし火の風にまたゝく影ぞふけぬる  
大ひねやかゝげしまゝにともしびのつねなる影のよをてらすらし

御製

舟

岩にふれ波にあたりてゆく船やこゝろをさきにまづくだらん  
うなばらやそこもしられぬ浪のうへもかよふ路ありと小舟こぐなり

書

科註文句第二

窓のうちにしみうちはらふ古文の手にはふれてもまなぶとはなし

御諱

科註文句第三

四のふみ五のまきのかすくもおさむる道は一とやせむ

御製

弓

ゆはずもてかきし文字より他の國のゑびすごゝろもしたかひにけむ御製  
ものゝふもおさまる代にはあづさゆみひかぬむかしもためしをやひく

僻案愚點七十六首

榮雅上

科註止觀第一

御製 四十二首

御諱 三十四首



後柏原天皇御歌懷紙

(御幼年  
御諱入)

(横一尺八寸八分  
一尺一寸四分)

一幅

(曼)

殊

院)

茶地丸トハ天皇御幼年ノ御諱ナリ、天皇頗、書ヲ能シ給ヒ、後年、栗田様ニ對シテ、一種ノ御流儀ヲ創成シ給ヘリ、後土御門天皇以前既ニ起リシ勅筆流ハ茲ニ變ジテ、流麗ニシテ瀟洒ナル御書體トナリシカバ後繼ノ天皇及近侍ノ廷臣等熾ニ其御書風ヲ模倣シ奉レリ、後奈良天皇正親町天皇、陽光院及伏見宮邦高親王、同邦輔親王、三條西實隆、四辻公音、甘露寺伊長、四條隆重等ノ親王公卿等其重ナル人々トス、就中實隆公、書蹟最優レ、公條、通勝、宣親等ノ諸公卿ニ其御風ヲ傳ヘタレドモ、瀟洒ナル御流ハ後奈良天皇ヲ經テ、寧、八條智仁親王ニ殘リシモノ、如クナレドモ、徳川初世ノ過渡期ニ及ンデ、書法モ亦混亂シ後來終ニ天皇ノ御書風ヲ長ニ仰グヲ得ザルニ至レリ

詠<sub>三</sub> 松 添<sub>二</sub> 榮 色<sub>一</sub>

和歌

御幼年御諱

千とせもやあかずみ  
てましはるごとこにいま  
一しほのまつのみ  
ごりは

蘇松添學魚

和身

榮地丸

子と坊とありて人

ありて心海ありて心海

一と心海ありて心海

水と心海

後柏原天皇 御短冊

(御諱入)

(横一尺七分五厘  
一尺〇六分)  
九寸六分  
寸

三葉

(聖 護 院)

コレハ何レモ天皇御壯年ノ御書ニシテ、右方御短冊ノ御筆致ハ、流石ニ御父帝後土御門天皇ノ御書風ニ似テ、左方二枚ノ御短冊ハ、後來ノ御書風、漸茲ニ萌シ給フヲ見奉ル也、凡御諱ノアル御短冊ハ親王時代ノ御事ニシテ、即位後ハ御諱ヲ入レサセ給ハヌガ御本儀ナリ、然シテ御短冊ニ御諱ノアルハ後柏原、後奈良、正親町三天皇ノ宸筆ニ多キモ、他ノ御方ノ宸翰ニテハ現存ノモノ甚ダ少シサレド又後柏原天皇ノ御短冊ニテモ、斯ク白短冊ナルハ至テ稀ニテ、小短冊ノ例モ常ニハ絶エテ見奉ラズ、貴重ノ御事ト謂フベシ

苗代

をち近の苗代水にせき分る水の心のうつりやすさよ

御諱

夏までもなを散のこれさく藤の色をば春のゆかりともみむ

御諱

一村の雲ははれゆく跡よりや空はみごりの色をそふらむ

御諱

御柏原天皇

御短冊帖

(百首御詠)

(各横一尺一寸八分  
一尺一寸八分)

一冊

(聖 護 院)

天皇御晩年ノ御書蹟ニシテ、御流儀ヲ最ヨク發揚シ給ヒシ御時ノモノニカ、ル此御短冊ハ四季戀雜ノ百首御題ノ御詠ニシテ、斯ク多數ニ現存シ、殊ニソガ一々禁中御會御當座ノモノナルニ至テハ、定メシ當時ノ門主ガ拜領セシモノナルベシ、天皇ハ順德天皇以來ノ歌道ノ達人ニマシマシ、大部ノ御製集アリテ柏玉集ト云フ、然シテ實隆公ノ雪玉集、政爲卿ノ碧玉集ヲ併セテ三玉集ト云ヒ、猶爲廣卿ヲ加ヘテ世之ヲ一人三臣ト唱ヘ、後來ソノ御筆蹟ヲ合裝併置シテ珍重スル風ヲ生ズルニ至ル、是一ニ盛大ナリシ當時ノ歌道ヲ景仰スルニヨラズンバアラズ、茲ニハ百首御短冊ノ最初ノ五首ヲ出シ奉レリ

歲中立春

一とせの残る日数は雪ならでつもりもあへず年ぞこねける

歲暮立春

待てては春の日数をくれて行どしのためにも猶やおしまむ

立 春

名ごり思去年の月日をおしむまに誰にまたれて春のきぬらん

立 春

みよし野はけふたつ春のかすみより花にはほへる山かせぞふく

立 春 朝

くもりなき光もそひぬ朝ぎよめまして春たつけふの砌に

Handwritten notes in the left margin.





後奈良天皇 謝得法之御尺牘

(國寶) (御手印入)

(横三尺一寸) (縦一尺六寸) 一幅

(洛西妙心寺塔頭 靈雲院)

大休上人ハ妙心寺ノ禪僧ナルガ、初東福寺ノ永明庵ニ於テ剃髮シ、後龍安寺ノ特芳和尚ニ參得ス、永正ノ頃勅ヲ奉ジテ妙心寺ニ出世シ、大永六年本山ノ寺側ニ靈雲院ヲ創立シテ茲ニ退居セシガ、今川義元ノ招請ニ應ジテ駿州ニ行キ、後又妙心寺ニ移リ、次デ尾州ノ瑞泉寺ニ轉ジ、居ルコト一年ニシテ舊院ニ歸リ、禪餘講法ヲ開ク、時ニ後奈良天皇禪法ヲ好ミ弟子ノ禮ヲ執リテ心要ヲ問ヒ、靈雲院ニモ行幸シ給ヘリ、院ニ今御座所ヲ存シ、特別保護建造物ニ編入セラル、天文壬寅ハソノ十一年ニシテ、天皇ノ寶算四十七ノ御時ナリ、宸翰中ニ見エタル「本有圓成話」ハ、禪家ノ公案ヲ蒐メタル葛藤集ニハ、「維摩經云本有圓成佛、爲甚還作迷倒集」ト出タレドモ、實ハ圓覺經ノ金剛章中ニ「若衆生本來成佛、何故復有一切無明、若諸無明衆本有、何因緣故如來復說本成佛」ヨリ來リシモノナルベク、古來此公案ヲ舉シテ來機ヲ接納セシ人多カリシ中ニモ妙心寺ノ開山關山國師ノ垂語ニハ、峭拔峻聳人皆崕ヲ臨ミテ退ク思ヲ成シタリト傳ヘラル、又宸翰中ノ「在別峰直與德雲比丘相見了」ハ、華嚴經ニ見エタル善財童子ガ善知識德雲比丘ト別峰ニ於テ相見セシ咄ニシテ、豁然大悟シテ、此公案ヲ透過シ給ヒシ御心事ヲバ、童子ガ遙ニ凡夫我倒ノ境ヲ超テ、空智妙峯ノ頂ニ遊ビシ事ニ譬ヘ給ヒタルモノナリ、延寶傳燈錄ニ此宸翰ノ事ヲ載セタル次ニ、大休上人ノ謝表ヲ掲ゲテ「休表書曰、世尊付正法眼藏於大迦葉以來、不<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>易<sub>一</sub>一絲毫、東西諸祖的的相承、以至<sub>二</sub>山僧<sub>一</sub>也、恭惟陛下久參<sub>二</sub>吾禪<sub>一</sub>、一日召<sub>二</sub>臣僧<sub>一</sub>請益、陛下答處了了如<sub>二</sub>珠走<sub>レ</sub>盤<sub>一</sub>相似、臣僧拊<sub>レ</sub>掌奏曰、陛下徹矣、蓋冷<sub>二</sub>笑梁武帝<sub>一</sub>熱<sub>二</sub>瞞唐肅宗<sub>一</sub>者、非<sub>二</sub>陛下<sub>一</sub>而誰歟、只願保<sub>二</sub>寶祚<sub>一</sub>萬安、永爲<sub>二</sub>佛法外護<sub>一</sub>」トアレバ、乃、天皇ノ洒々落落々タル御境涯ヲ具ニ仰ギ奉ルヲ得ベシ、道法ヲ欽シ給フコトノ餘リニ天皇ハ又、關山國師ニ對シ本有圓成國師ヲ加諡シ給ヒ、大休上人ニ對シテ師ノ遷化ノ翌年ナル天文十九年ニ圓滿本光國師ヲ追諡シ給ヒシ事、實ニ是宗界ノ面目ニテ、殊ニ此謝得法ノ宸翰ニハ此頃マデ其例少カリシ御朱印ノ親捺ヲ見奉ルハ、印刻史上ニアリテモ貴重ノ御事ナリトス

朕參禪年尙矣、祖師許多話頭

古則、一々參完、一々證明、舉

本有圓成話、而獲聞末聞焉、

後一日、在別峯、直與德雲比

丘相見了也、從前參得底悟

得底、一時瓦解冰消、洒々地

落々地、從是不受佛祖瞞、

受用確乎得大安樂、此恩

甚深、何日報謝盡、縷々不宣、

天文壬寅五月十三日

御朱印

大休上人禪室

朕參禪年尚美祖師許多話頭  
古則一一參究一一證明奉  
本有圓成韻而獲聞未圓焉  
後一日在別峰直與德雲比  
立相見了也從前冬得底接  
得底一時瓦解冰消洒洒地  
落一地後是不受佛祖瞞  
受甲確乎得大安樂此息  
甚深何日報謝盡緣不宣

天文壬寅五月十三日



大休上人禪室